



大津町人権教育・啓発基本計画

(改訂版)

令和5年度～令和14年度

人権を尊重し
一人ひとりの個性と能力を
発揮できるまちづくり



令和5年3月

大津町

はじめに

国では、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、大津町においても、法の制定を踏まえ、平成18（2006）年に「大津町人権教育・啓発基本計画」を策定し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに向けて取り組んできました。

法の制定から20年以上が経過し、この間、国は「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の人権に関する3つの法律を制定・施行し、差別を解消するための施策等の取組を進めています。

しかしながら、今なお、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者に対する虐待、障がい者や外国人、性的マイノリティの人々に対する偏見や不当な差別等、人権侵害に苦しみ悩んでいる人々が存在しています。また、国際化、情報化社会の進展により、感染症をめぐる人権侵害やインターネット上での人権侵害等、新たな人権課題も次々に生まれています。

熊本県内各市町村でも、差別発言や土地差別事象が相次いで発生しており、大津町においても例外ではなく、非常に悪質で卑劣極まりない差別落書き事象が立て続けに発生する等、私たちの身近に、差別が根強く残っています。

そのような中で、「大津町人権教育・啓発基本計画」策定から15年以上が経過し、策定当時と比べ人権をめぐる社会情勢が大きく変化していること、また、新たに生まれた人権課題に対応するため、「大津町人権教育・啓発基本計画」を改訂しました。

改訂にあたっては、令和3（2021）年に「大津町人権に関する町民意識調査」を実施し、現在の町民の人権意識及び大津町のこれまでの人権教育・啓発の取組の成果や課題を把握し、その結果をふまえ、また、「大津町振興総合計画」との整合性も図りながら改訂を行っています。

今後は、この計画を大津町の人権教育・啓発の方針として、すべての人の人権が尊重され、「町民の誰もがふるさとを誇れるまちづくり」に向け、これまで以上に取組を進めてまいります。

終わりに、この基本計画の改定にあたり、「大津町部落差別等撤廃・人権擁護審議会」委員の皆様をはじめ、町民意識調査にご協力をいただきました皆様並びに貴重なご意見をいただきました皆様に厚くお礼申し上げますとともに、本計画の推進に対しまして、町民の皆様のさらなるご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和5（2023）年3月

大津町長 金田 英樹



－ も く じ －

第1章 基本計画について	1
1. 基本計画の趣旨.....	1
2. 基本計画の意義.....	1
3. 基本計画の期間.....	2
4. 本計画と町振興総合計画及びSDGsとの関係.....	2
5. 基本計画の方針.....	3
6. 基本計画の柱.....	3
7. 人権教育・啓発の目標.....	4
8. 住民意見の反映.....	5
第2章 人権問題の現状と課題	6
1. 部落差別(同和問題).....	6
2. 女性の人権.....	9
3. 子どもの人権.....	13
4. 高齢者の人権.....	16
5. 障がい者の人権.....	19
6. 外国人の人権.....	22
7. 感染症・ハンセン病等をめぐる人権.....	24
8. 水俣病をめぐる人権.....	28
9. インターネットによる人権侵害.....	30
10. 性的指向・性自認に関する人権.....	33
11. 様々な人権問題.....	35
第3章 人権教育・啓発の基本方策	42
1. 人権が尊重される社会形成.....	42
2. あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	43
3. 地域リーダー等の人権教育・啓発の推進.....	47
4. 人権教育・啓発の効果的推進.....	49
第4章 計画の推進体制	52
1. 推進体制.....	52
2. 連携体制の強化.....	52
3. 国際化社会に向けて.....	52
4. 人権教育・啓発の機能の充実.....	52
第5章 資料編	54
1. 用語解説.....	54
2. 人権に係る法律や条例等.....	60

第1章 基本計画について

1. 基本計画の趣旨

人権教育・啓発の目標は、全ての人の人権と基本的自由が尊重され、全ての人がその個性を全面的に開花させることにあります。国連では人権を「人種、性、国籍、民族、言語、宗教、社会的地位にかかわらず、生まれながらにして認められるべき権利」と定義しています。

近年では、インターネットによる匿名の誹謗中傷や、性的マイノリティに係る人権問題、ロシアとウクライナの戦争等、様々な人権問題が起きています。人権問題というと自分とは遠い場所での話、難しい話のように聞こえるかもしれませんが、身近に起きている問題でもあります。

このたび、計画策定から15年以上が経過し、人権をめぐる社会情勢の変化や新しい人権課題に対応するため、改訂を行います。改訂にあたっては、関係法令、国や熊本県が示す各種指針及び大津町振興総合計画等を踏まえ、令和3年度に実施している「大津町人権に関する町民意識調査」を基に、本町における各人権問題の課題を明らかにし、人権教育・啓発の取組の方針を示します。

〈 基本計画の根拠法 〉

人権教育及び人権啓発の
推進に関する法律
(人権教育・啓発推進法)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2. 基本計画の意義

(1) 人権をめぐる現状を明らかにする

人権教育・啓発を進める上では、人権をめぐる現状について行政・学校・企業・団体・住民等が共通の認識を持つ必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組の方向を示す

様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に総合的かつ計画的に取り組むためには、取組の基本的な方向を明確に示すことが重要です。

(3) 行政・学校・企業・団体・住民等に期待される役割を明らかにする

人権教育・啓発は、様々な主体があらゆる場や機会でも推進する必要があります。それぞれに求められる役割の明確化と相互連携が重要です。

3. 基本計画の期間

計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とし、中間年度（5カ年）や必要に応じた見直しを行います。

R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 1 4 年度
熊本県人権教育・啓発基本計画 (令和2年度～令和5年度)						
	第6次大津町振興総合計画後期基本計画 (令和4年度～令和7年度)					
大津町人権教育・啓発基本計画 (平成18年度～令和4年度)		大津町人権教育・啓発基本計画 (令和5年度～令和14年度)				

4. 本計画と町振興総合計画及びSDGsとの関係

本計画は「大津町振興総合計画」と整合性を図り、関連する計画として策定したものです。
また、本計画において関連するSDGsの目標は以下の通りです。

	1. 貧困をなくそう	● 一人ひとりを大切にする子育ての推進
	3. すべての人に健康と福祉を	● 福祉と人権のまちづくり推進
	4. 質の高い教育をみんなに	● 教育の場における人権教育啓発の推進 ● 人権教育・啓発の効果的推進
	5. ジェンダー平等を実現しよう	● 人権教育の推進に向けたリーダー等の育成と啓発
	8. 働きがいも経済成長も	● あらゆる場における人権教育・啓発の推進
	10. 人や国の不平等をなくそう	● 地域社会における人権教育啓発の推進
	11. 住み続けられるまちづくりを	● 福祉と人権のまちづくり推進 ● 地域リーダーの人権教育啓発の推進
	16. 平和と公正をすべての人に	● 人権が尊重される社会形成 ● あらゆる場における人権教育・啓発の推進

5. 基本計画の方針

あらゆる場や機会で行われることとし、自らの尊厳の気づき、多様性を認め合う「共生の心」を持ち、そして物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動することができる人権教育・啓発を行います。

そのために、部落差別をはじめあらゆる差別や偏見による人権侵害が行われないような啓発活動とすべての人権問題について「誰かのこと」ではなく、「決して他人事ではない」と深く学習し理解を進める方針を基軸として「人権のまちづくり」を進めます。

〈 計画の方針 〉

人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を発揮できるまちづくり

6. 基本計画の柱

人権を尊重することは、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会を築くための基本的条件です。部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、よりよいまちづくりを行うため以下のような取組を進めます。

計画の柱	内容
① 地域社会における人権教育・啓発の推進	住民一人ひとりが自他（自分及び他人）の人権に対する正しい認識を持ち、日常生活の中で行動に移すことができるよう、部落差別をはじめあらゆる人権問題の解決に向けた教育啓発を行います。
② 人権教育の推進に向けたリーダー等の育成と啓発	県及び関係機関と協力し人権意識の高揚を図るための啓発事業を継続的・計画的に実施します。また、部落差別をはじめ人権問題の解決に向けたリーダー等の育成を図ります。
③ 教育の場における人権教育・啓発の推進	人権問題の解決に向けた実践力を育成するために各学校での校内研修や各種研修の充実を図ります。また、就学前教育においても人権意識の芽生えや個性を認め合う、豊かな人権感覚を育むための取組を行います。
④ 福祉と人権のまちづくり推進	人権問題の解決のためには、地域と連携した取組が必要です。地域住民の個性を認め合い、理解と信頼を得ながら住民のニーズに応えるため各機関やボランティア等と共同した取組を進めます。
⑤ 一人ひとりを大切にする子育ての推進	児童福祉の向上及び人権尊重の社会づくりの推進と児童の健全育成や子育て支援機能の充実を図ります。児童館では、子どもたちの安全な遊び場・発達の助長を図り、友達や家族が集うふれあいの場を提供するなかで人権教育に取り組みます。

7. 人権教育・啓発の目標

(1) 人権とは

「人権とは何か」と聞かれると多くの人は、「人権は法律的な概念であり抽象的で難しい」といったように、自分自身とは距離のある概念として受けとめる傾向にあります。

「人権問題」についても「差別の問題」としてしか捉えられず、ほとんどの場合、部落差別、女性、障がい者、外国人等に対する差別といった「一部の人の問題」で「私には関係がない」と思う人がいます。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利です。言い換えれば、「人権」は、着ること、食えること、住むことが満たされることや健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できること、お互いが信頼し合えること等、日常生活のなかで他人から自分の生活を侵害されず、人が人として生きていくことのできる権利です。

(2) 人権教育・啓発の目標

人権教育は、最終的には世界の全ての人の中どこにいても人権が大切にされ、守られる社会を作ることを目指しています。一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、必要に応じた「ケア」も含めたあらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

そのために必要なのは、まず「人権について」の知識です。人権について考え理解を深め、実際に自分と他人の人権を守るとはどういうことか、その手段や社会生活において「人権を大切にする」意識を育むことを、学校教育や研修、トレーニングや生涯学習の場を通して学びます。

私たちの住むまちを「一人ひとりの能力と個性を発揮できる人権尊重のまち」へと築き上げていくことができるかどうかは、一人ひとりの住民の意識と具体的な行動にかかっています。



8. 住民意見の反映

(1) 審議会の開催

大津町部落差別等撤廃・人権擁護審議会を開催し、計画策定に関する議論・意見聴取の場を設けました。

〈 審議会議題 〉

	開催時期	議 題
1	令和4年7月25日（月）	(1) 令和4年度活動計画 (2) 大津町人権教育・啓発基本計画について (3) その他
2	令和4年11月11日（金）	(1) 大津町人権教育・啓発基本計画について (2) その他
3	令和5年3月23日（木）	(1) 令和4年度活動報告 (2) 大津町人権教育・啓発基本計画について (3) その他

(2) アンケート調査（町民意識調査）の実施

町民の人権意識の変化、現在の人権教育・啓発のニーズを科学的、統計的に把握し、今後のまちの施策・基本計画の検討、推進、評価の基礎データとして活用していくことを目的にアンケート調査を実施しました。

〈 調査概要 〉

調査の対象	本町の住民基本台帳に登録されている満18歳以上の町民
配布数	1,500票
調査方法	郵送法（封書による郵送・回収）及び回収についてはURLまたはQRコードからWeb上でアンケートに回答する方法
調査期間	令和3年11月30日～令和3年12月24日
回収状況	480件（有効回収率 32.0%）

(3) パブリック・コメントの実施

計画原案を公表し、意見を聴取する「パブリック・コメント」を令和5年2月3日～令和5年2月24日で実施しました。

1. 部落差別（同和問題）

背景・経緯

部落差別（同和問題）は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

昭和40年（1965年）、同和对策審議会は、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立ち、あってはならない差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現するよう万全の処置をとること。」とした答申を行いました。この答申を受け、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が制定され、平成13年度まで33年間にわたって関係諸施策が推進されてきました。

平成28年（2016年）には「部落差別解消推進法」が制定され、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が明示されました。

熊本県では、平成7年（1995年）「部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を制定し、この条例の趣旨を企業や住民に周知してきました。令和2年（2020年）には、この条例を改正した「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。

本町でも、平成7年（1995年）「部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、部落差別を始め、あらゆる差別の撤廃と人権擁護を図り、差別のない明るいまちづくりを目指すとともに、これらの実現のために同年、「部落差別等撤廃・人権擁護審議会」を設置し、現在、「人権のまちづくり」を根底に教育・啓発の充実を図っています。

現状・課題

本町では、長年にわたり部落差別解消のための人権教育・啓発活動を実施してきましたが、令和元年6月及び令和4年1月に町公共施設において、特定の個人や地域を差別や偏見に基づき誹謗中傷する、悪質な差別落書きが発見される等、未だに多くの課題を残しています。

しかし、これらの行為を悪質な差別事象として認識し、町等へ通報したのは中学生や地域住民であり、人権教育が確実に浸透していることがうかがえます。

町民意識調査の結果、どんな部落差別が起きているかの問いでは、「結婚問題で周囲が反対を行うこと」の49.8%が最も高く、「身元調査をすること」（36.7%）、「差別的な言動をすること」（29.2%）が続いています。子どもの結婚相手が被差別部落出身と分かった場合の対応を問う質問に対しては、「子どもの意思を尊重して、結婚を認める」が最も高く、全体の71.5%を占めていますが、年代によっては部落差別の意識が残っていることがうかがえる結果となっています。

部落差別を知ったきっかけをみると、「学校の授業で聞いた」の46.9%が最も高く、これに「家族から聞いた」の22.1%、「部落差別は知っているが、きっかけはおぼえていない」の9.0%が続いており、「部落差別を知らない」は3.1%となっています。これらの結果は県や全国調査と比べ「学校の授業で聞いた」の割合が高く、また、「部落差別を知らな

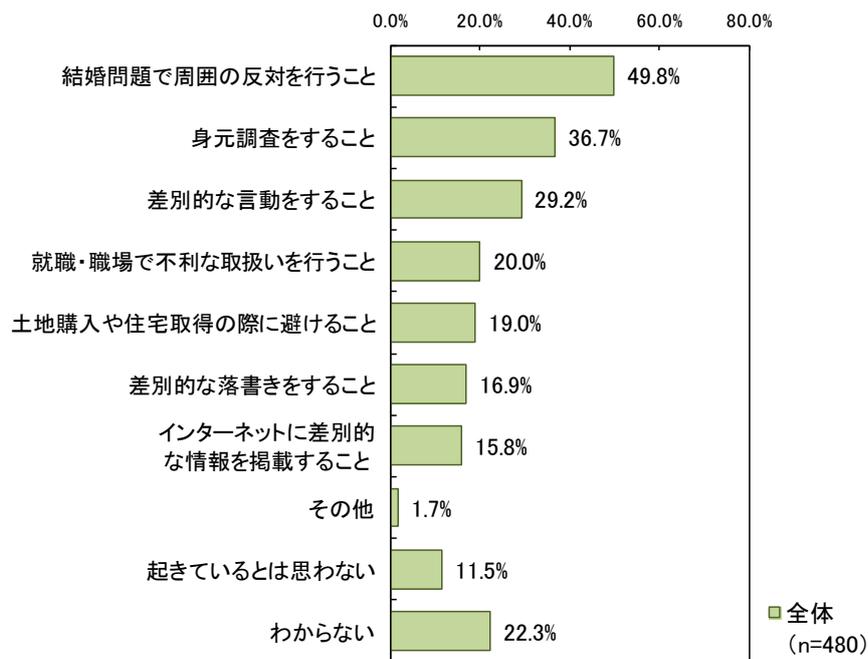
い」の割合は県や全国調査と比べると低い結果であり、これまで進めてきた人権教育・啓発の成果といえます。

今後、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえた、就学前・学校教育の場での人権教育のさらなる充実、人権講演会や町広報誌、ホームページ、パンフレット等を通じた町民全体への人権啓発が必要です。

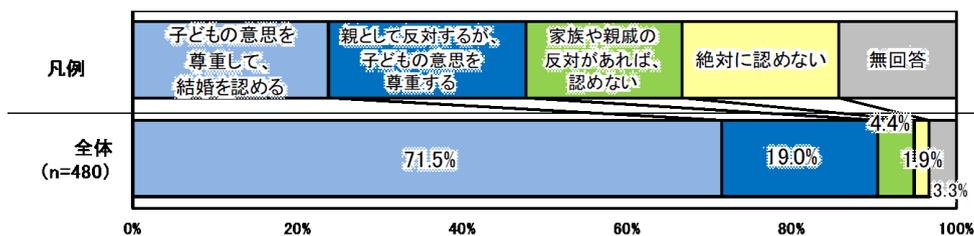
教育・啓発の視点

- ① 部落差別解消推進法・県町条例の住民への周知の徹底
- ② 差別の現実から部落問題を正しく学び、基本的認識の深化
- ③ 差別はする側の課題とした人権教育・啓発の推進

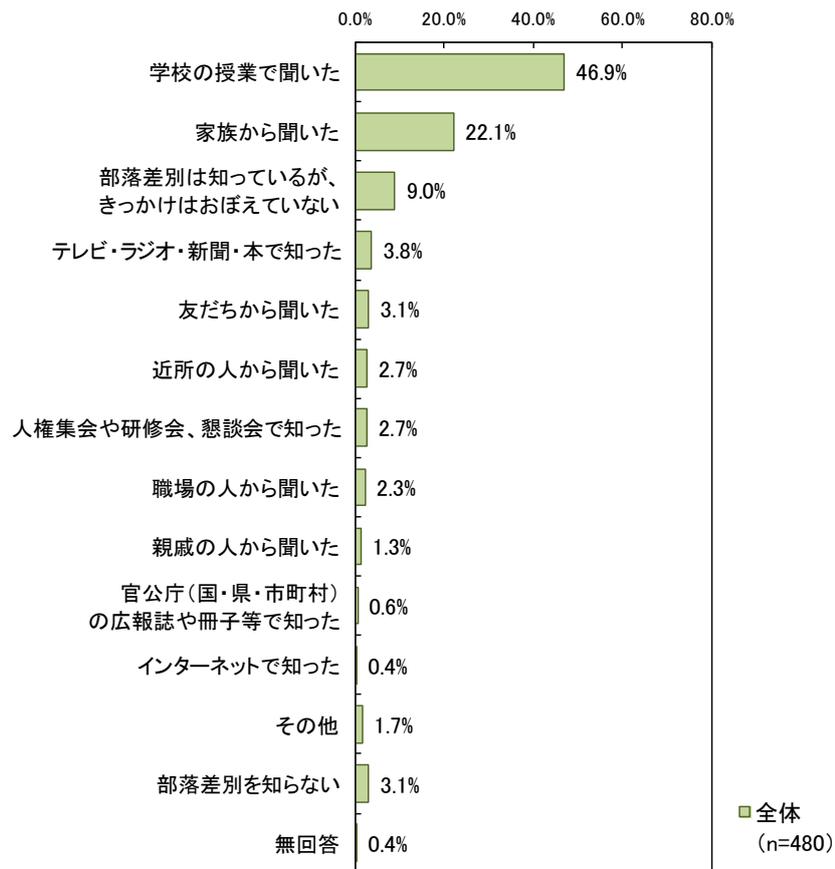
〈 あなたが、起きていると思う部落差別について（町民意識調査結果） 〉



〈 子どもの結婚相手が被差別部落出身と分かった場合について（町民意識調査結果） 〉



〈 あなたが、部落差別を知ったきっかけ（町民意識調査結果） 〉



2. 女性の人権

背景・経緯

昭和21年（1946年）に公布された「日本国憲法」では、政治的、経済的又は社会的関係における両性の平等が明示されています。また、法制上も、昭和60年（1985年）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が制定される等、男女平等の実現に向けた国内法の整備が行われました。

しかしながら、依然として人々の意識や行動、社会制度・慣行の中には、女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識等が存在し、あらゆる分野で自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害している状況があります。

このような中、平成11年（1999年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。国は、同法に基づいて、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、現在は「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年）に基づき、取組が進められています。

また、性暴力等の女性に対する暴力、配偶者・パートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント等も女性の人権に関する重大な社会的問題となっており、平成12年（2000年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」等が施行、また、平成26年（2014年）には、三鷹ストーカー殺人事件をきっかけに社会問題化した、リベンジポルノを規制する「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が制定されました。

さらに、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮できるようにするため、平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。その後、令和4年（2022年）に、一部が改正され、大企業のみならず中小企業にも、雇用環境の整備やハラスメント防止対策等の対象が拡大・強化されています。



現状・課題

本町では、平成13年（2001年）に「第1次男女共同参画推進プラン」を策定し、平成23年（2011年）に「大津町男女共同参画都市」の宣言、平成27年（2015年）には「大津町男女共同参画推進条例」を制定する等、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を推進してきました。令和4年3月には、女性の活躍推進計画、DV対策基本計画が一体となった「第4次大津町男女共同参画推進プラン（令和4年度～令和8年度）」を策定しました。

〈 第4次男女共同参画推進プラン概要 〉

目指すべき姿・スローガン	基本目標
みんなが認め合い、支え合う、 自分らしい生き方ができる—大津町	基本目標1 誰もが自分らしい生き方を実現できる意識づくり
	基本目標2 誰もが尊重され安心して暮らすことができる環境づくり
	基本目標3 誰もが輝き活躍することができる地域・社会づくり
	基本目標4 男女共同参画推進体制

町民意識調査の結果をみると、女性に関して起きていると思う人権問題は、「職場における差別待遇」の50.8%が最も高く、次に「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱い」（50.4%）、「セクシュアル・ハラスメント」（46.0%）が続いています。

なかでも『39歳以下』と『従業員数25人以上の民間企業・団体職員』で、「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱い」、「職場における差別待遇」、「セクシュアル・ハラスメント」、「ドメスティック・バイオレンス」等の課題がより認識されていることがうかがえます。

また、男女が対等なパートナーとして、家庭生活や仕事に参画し、同様の責任を担うためにも固定的な性別役割分担意識を払拭し仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくりと合わせ、女性に対するさまざまな暴力を根絶するための取組が重要です。

また、県や全国調査の結果と比べ「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱い」の割合がかなり高くなっており、意識改革につながる取組が必要です。

教育・啓発の視点

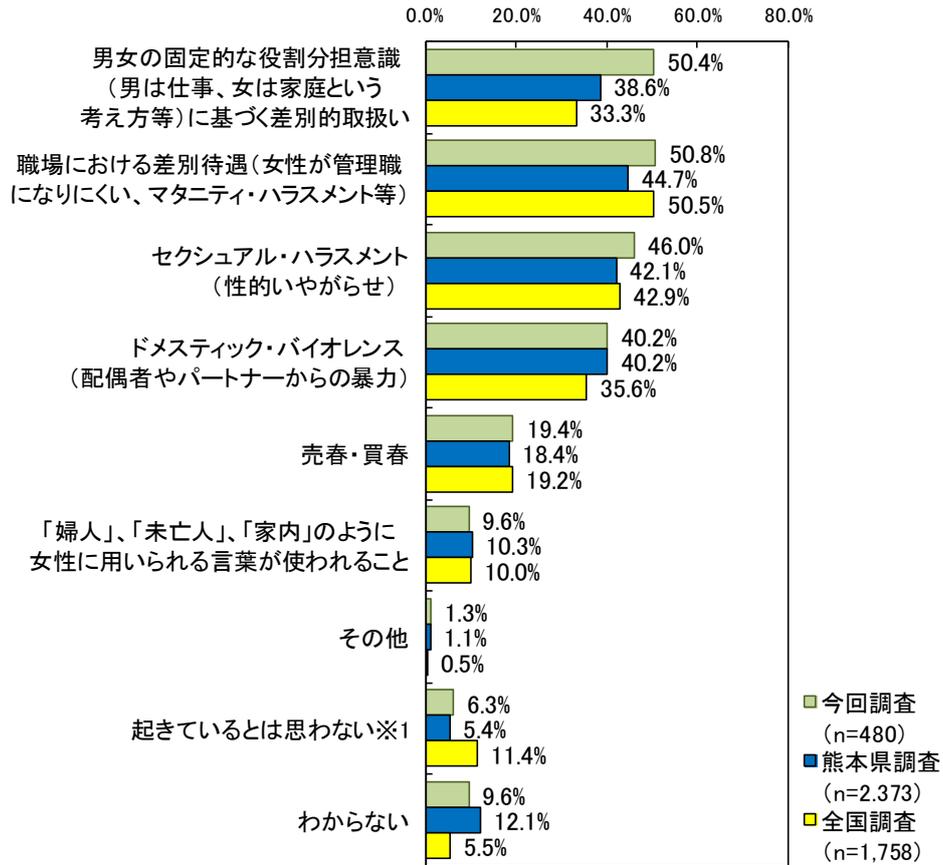
- ① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくり
- ③ 若年層からのDV解消に関する教育の推進

〈 女性に関して起きていると思う人権問題について（町民意識調査結果） 〉

	合計	男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方等）に基づき差別的取扱い	職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）	セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）	ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）	売春・買春	「婦人」、 「未亡人」、 「家内」のように女性に用いられる言葉が使われること	その他	起きているとは思わない	わからない
全体	480	242 50.4%	244 50.8%	221 46.0%	193 40.2%	93 19.4%	46 9.6%	6 1.3%	30 6.3%	46 9.6%
■年齢別										
29歳以下	52	37 71.2%	35 67.3%	31 59.6%	22 42.3%	12 23.1%	4 7.7%	1 1.9%	2 3.8%	3 5.8%
30～39歳	66	37 56.1%	43 65.2%	36 54.5%	34 51.5%	15 22.7%	8 12.1%	1 1.5%	3 4.5%	7 10.6%
40～49歳	91	44 48.4%	45 49.5%	40 44.0%	36 39.6%	18 19.8%	6 6.6%	1 1.1%	5 5.5%	5 5.5%
50～59歳	88	37 42.0%	39 44.3%	51 58.0%	42 47.7%	18 20.5%	10 11.4%	0 0.0%	5 5.7%	7 8.0%
60～69歳	100	53 53.0%	50 50.0%	38 38.0%	37 37.0%	19 19.0%	11 11.0%	2 2.0%	5 5.0%	12 12.0%
70歳以上	83	34 41.0%	32 38.6%	25 30.1%	22 26.5%	11 13.3%	7 8.4%	1 1.2%	10 12.0%	12 14.5%
■職業別										
従業員数24人以下の民間企業・団体職員	54	25 46.3%	25 46.3%	23 42.6%	19 35.2%	11 20.4%	3 5.6%	0 0.0%	7 13.0%	5 9.3%
従業員数25人以上の民間企業・団体職員	166	82 49.4%	91 54.8%	85 51.2%	70 42.2%	31 18.7%	16 9.6%	2 1.2%	8 4.8%	11 6.6%
自営業（農業含む）	51	22 43.1%	24 47.1%	24 47.1%	20 39.2%	9 17.6%	3 5.9%	2 3.9%	3 5.9%	4 7.8%
官公庁	15	7 46.7%	10 66.7%	10 66.7%	7 46.7%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
学校関係の職場	23	17 73.9%	13 56.5%	13 56.5%	12 52.2%	10 43.5%	7 30.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無職（学生、家事など）	139	74 53.2%	69 49.6%	56 40.3%	54 38.8%	23 16.5%	16 11.5%	2 1.4%	10 7.2%	18 12.9%
その他	31	15 48.4%	12 38.7%	10 32.3%	11 35.5%	7 22.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.5%	8 25.8%
無回答	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



〈 女性に関して起きていると思う人権問題（町民意識調査結果） 〉



※1全国調査の選択肢は「特になし」



3. 子どもの人権

背景・経緯

国内では、日本国憲法や児童福祉法において、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示されています。また、昭和26年（1951年）に制定された児童憲章において、「児童は人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」との宣言がなされています。

子どもの権利においては、法律の中で明記する考えが強まり、平成6年（1994年）「児童の権利に関する条約」が制定されました。この中で定められた、大切な4つの子どもの権利（一般原則）が、「安全安心に成長する権利」（生命、生存及び発達に対する権利）、「子どもにとってもっとも良いことを国や大人に考えてもらう権利」（子どもの最善の利益）、「意見を伝え参画する権利」（子どもの意見の尊重）、「差別されない権利」（差別の禁止）です。「遊ぶ権利」、「休む権利」、「教育を受ける権利」、「子どもの権利について知る権利」等も、子どもの権利として条約に位置づけられています。

また、教育や福祉の分野では、平成11年（1999年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれており、実質的には子どもの権利を擁護するための法律となっています。

昨今、子どもの貧困や児童の虐待等が大きな問題となり、「児童虐待の防止等に関する法律」及び関係法令では、児童虐待防止対策の強化が図られています。また学校での深刻化するいじめ問題に対して、平成25年（2013年）「いじめ防止対策推進法」が制定されました。さらに、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年（2019年）に改正されています。

子育ての環境としては、令和3年（2021年）に、子どもの看護休暇等について改正された育児・介護休業法施行規則が施行され、続いて2022年4月と10月に、改正育児・介護休業法が段階的に施行され、より柔軟な育児休業取得のための法整備がなされています。また、令和4年（2022年）には児童福祉法の改正（2024年4月施行）が行われ、子育て世帯への支援体制の強化・事業の拡充等が図られています。

令和4年（2022年）6月15日に、これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁等が所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約する「こども家庭庁」の設置と「こども基本法」の制定が、国会で可決成立し、令和5年（2023年）4月1日に施行されます。

この「こども基本法」は、①こどもの個人としての尊重、基本的人権の保障、差別的取扱いの禁止、②適切な養育、生活の保証、健やかな成長・発達・自立、教育を受ける権利等、③意見表明の機会、社会的活動に参画する機会の確保、④こどもの意見尊重、最善の利益の優先考慮、⑤こどもの養育を基本とした上で保護者に対する支援等、⑥家庭や子育てに夢を持てる等の社会環境の整備の6つの基本理念を掲げ、こども施策を総合的に推進することを目的にいます。「こども基本法」は、もっとも大切な4つの一般原則をはじめとする子どもの権利条約と日本国憲法に基づき、子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されるというルールを、日本の国・地方・大人たちが、子ども・若者とともに実現していくための法律となっています。

現状・課題

本町でも、少子化・核家族化の進行、新しいコミュニティの増加等、近隣や親族からの子育て支援が受けにくい状況となってきました。また本町の児童虐待に関する相談件数は、52件（令和3年（2021年）子育て支援課作成資料）となっており、早急な対応が必要です。

本町では、令和3年（2021年）10月に「子育て世代包括支援センター」を開設、相談体制の整備等を行うとともに、関係機関が連携し、切れ目のない支援を行う体制整備を行っています。

町民意識調査をみると、子どもに関して起きていると思う人権問題の項目で、「いじめ」が起きていること」の84.0%が最も高く、「虐待を行うこと」（66.3%）、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事」（57.9%）が続いている。「いじめ」が起きていること」の割合は、県や全国調査の結果よりも高くなっています。

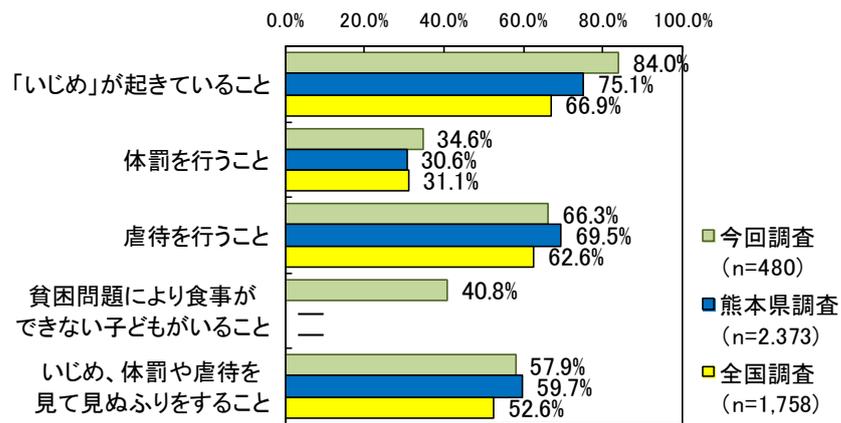
SNSの普及や小中学校へ一人1台タブレット端末の整備等、子どもを取り巻く環境も大きく変わってきています。他人への誹謗中傷や侮蔑、プライバシーの侵害、SNSいじめ等、人権にかかわる様々な問題が発生しています。近年特に問題となっている児童ポルノは、子どもの人権擁護上許されるものではありません。さらに深刻なことは、画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむことになる等、重大な人権侵害です。また、自殺を誘うような情報等、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害にあう等の事案も発生しています。

その他にも、家庭環境の不安定さや子育て世帯の経済的課題等から、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども）やそれに伴う不登校等の問題も心配されます。

教育・啓発の視点

- ① 子どもの人権を守り、地域ぐるみで子どもの育ちを支える気運の醸成
- ② 子育てや子どもの人権をテーマとしたメッセージ発信による、人権意識の高揚
- ③ 児童虐待やいじめを防止・未然に防ぐための教育・啓発の推進

〈 子どもに関して起きていると思う人権問題について（町民意識調査結果）一部抜粋 〉



4. 高齢者の人権

背景・経緯

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、28.7%（令和2年国勢調査）で、日本の人口は、平成22年（2010年）を境に減少を続け、令和7年（2025年）には約800万人いる団塊の世代が後期高齢者（75歳）となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えます。

平成17年（2005年）には、高齢者への虐待が深刻な問題となっていたことから、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立しました。また、平成30年（2018年）2月16日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等、総合的な高齢化社会対策が進められてきました。

高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を図ることを基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害等を防止する必要があります。また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図る必要があります。

熊本県では、平成7年（1995年）3月に「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」（「やさしいまちづくり条例」）を制定し、同年10月には「熊本県やさしいまちづくり推進計画」を策定し、条例に従ったまちづくりを推進してきました。しかし平成28年4月に熊本地震が発生し、これまでの取組で築いてきた生活環境、社会環境等が大きな被害を受けました。熊本地震からの復旧・復興期において、できるだけ早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するための指針として、平成29年（2017年）7月「やさしいまちづくり推進指針」を策定して高齢者等の支援に取り組んでいます。

本町では令和3年度から「第8期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」により、「高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすことができるまち」を目指して、高齢者支援に取り組んでいます。

現状・課題

本町では、令和3年（2021）年3月に「第8期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定、「高齢者が生きがいをもって、健康で安心して暮らすことができるまち」を基本理念に、高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が守られる社会の構築を図ることを目指しています。

独居高齢者が増加する中、相談者が近くにいないことで悪徳商法や特殊詐欺の被害が増えたり、遠方の家族と疎遠で身元保証人等がないために賃貸住宅に住めなかったりといった課題や、世帯が孤立し、介護負担から養護者からの虐待に繋がる等、閉ざされた空間で発生する高齢者虐待の早期発見や養護者への支援といった課題を抱えています。

町民意識調査をみると、高齢者に関して起きていると思う人権問題では、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」の65.6%が最も高く、次いで「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を行うこと」（42.5%）、「家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待を行うこと」（27.3%）が続いています。県や全国調査の結果と比べ「病院や福祉施設にお

いて劣悪な処遇や虐待を行うこと」、「アパート等への入居を拒否すること」の割合が高くなっています。また「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」の割合は、全国調査よりも高くなっています。

本町の高齢者虐待防止の取組として、各種機関と連携を取りながら虐待への迅速な対応及び措置を講じています。また、住民が身近な地域で成年後見制度の利用について相談でき、地域連携ネットワークを構築するための中核機関を設置し、相談支援や成年後見制度利用促進機能の推進に努めています。

また、高齢者の人権を守るために必要だと思うことでは、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」の59.4%が最も高く、「病院や福祉施設の職員の資質を高める」(45.4%)、「高齢者が被害者になる犯罪の取締りを強化する」(44.6%)が続いています。

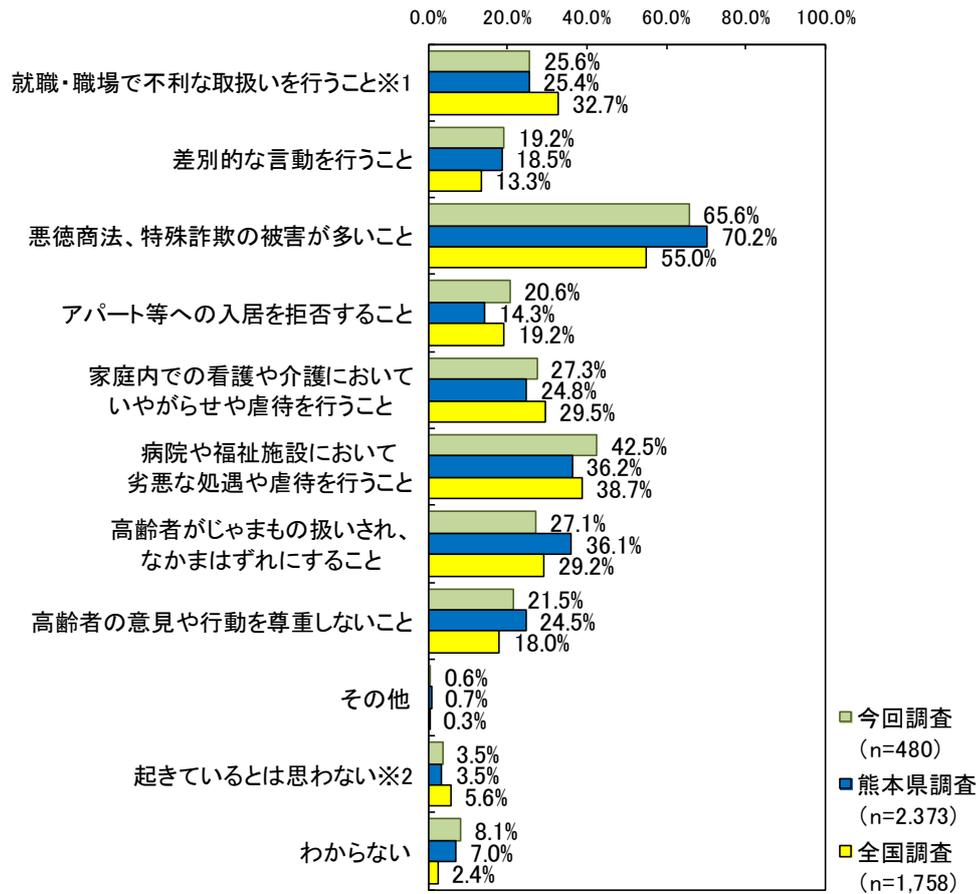
高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせる地域づくりや福祉サービスの質の向上及び被害者になる犯罪を未然に防ぐことが求められています。

教育・啓発の視点

- ① 高齢者が、健康で生きがいを持って暮らせる社会実現のための啓発
- ② 認知症に対する住民の正しい理解の促進
- ③ 高齢者虐待を防止・未然に防ぐための啓発の推進

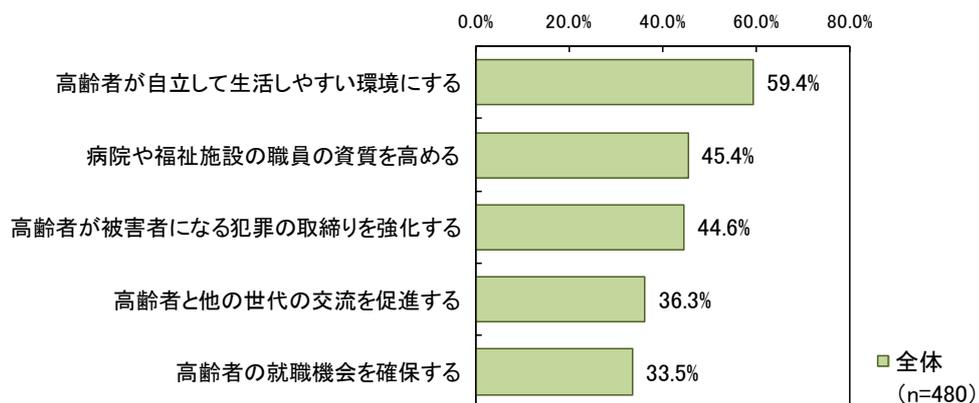


〈 高齢者に関して起きていると思う人権問題について（町民意識調査結果） 〉



※1全国調査の選択肢は「働く能力を発揮する機会が少ないこと」
 ※2全国調査の選択肢は「特になし」

〈 高齢者の人権を守るために必要だと思うこと（町民意識調査結果）上位5項目 〉



5. 障がい者の人権

背景・経緯

平成21年（2009年）に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の制定、「障害者差別解消法」の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年（2014年）には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准が実現しました。

平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組が行われています。

さらに、平成30年度（2018年度）から「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」「児童福祉法」等の改正法が施行される等、障がい福祉における環境は大きく変化しています。

令和3年（2021年）「障害者差別解消法」の改正法が公布され、努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務へと改めること等が盛り込まれました。

現状・課題

これまで障がい福祉関連の計画策定とともに自立と社会参加促進のための教育の推進、生活機能訓練、就労支援の推進、公共施設のバリアフリー化等、様々な取組を行ってきましたが、障がいの有無にかかわらず、誰もが生活しやすい環境にするためには、住民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を深めることが必要です。

障がいがある人を差別したり、偏見を持ったりすることは許されるべきでなく、社会を構成する一人の人間として当然基本的人権が尊重されるべきです。障がいのある子ども、ない子ども、共に教育を受けるインクルーシブ教育は、特別な支援を必要とする子どもと、他の子どもの双方にとって効果があると言われており、「共生社会」の実現を目指すものです。

すべての住民が障がいに関する理解と認識を深めるため、今後も人権教育・啓発を推進します。

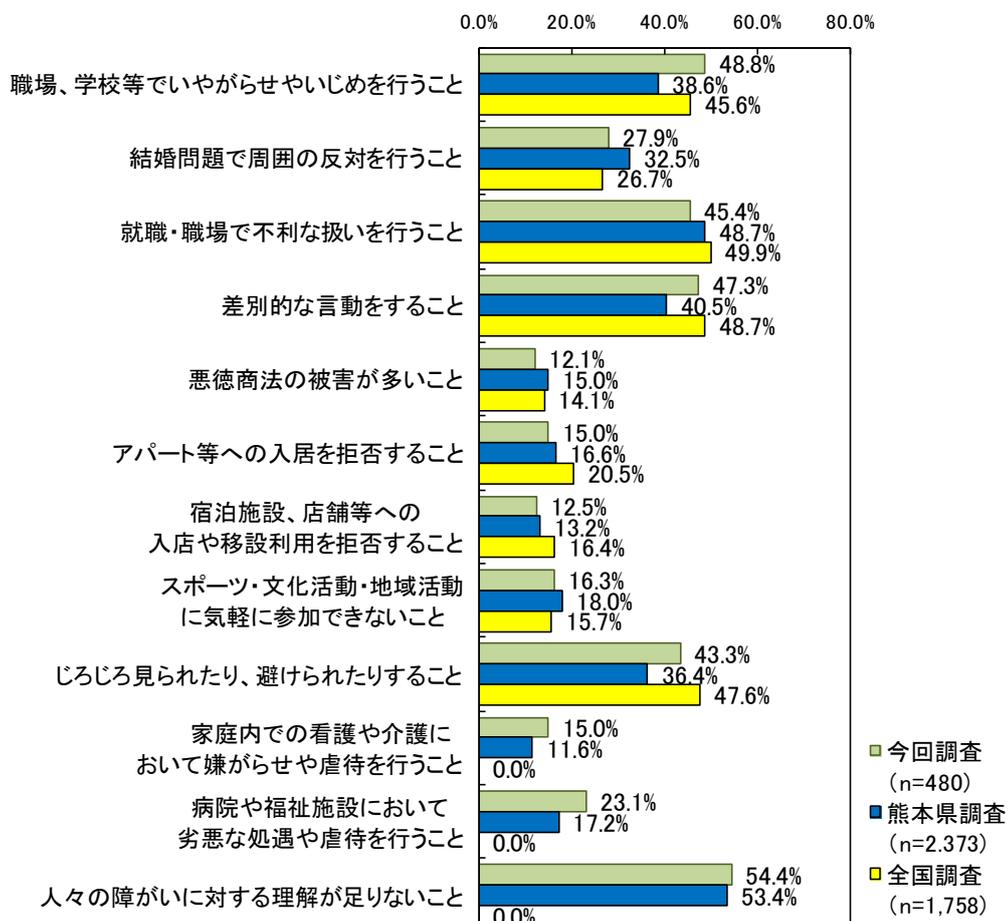
町民意識調査の結果をみると、障がい者に関して起きていると思う人権問題では、「人々の障がいに対する理解が足りないこと」の54.4%が最も高く、「職場、学校等でいやがらせやいじめを行うこと」（48.8%）、「差別的な言動をすること」（47.3%）が続いています。

県の調査との比較では、「職場、学校等でいやがらせやいじめを行うこと」、「差別的な言動をすること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が高くなっており、今後も障がいに関する理解と認識を深める必要があります。

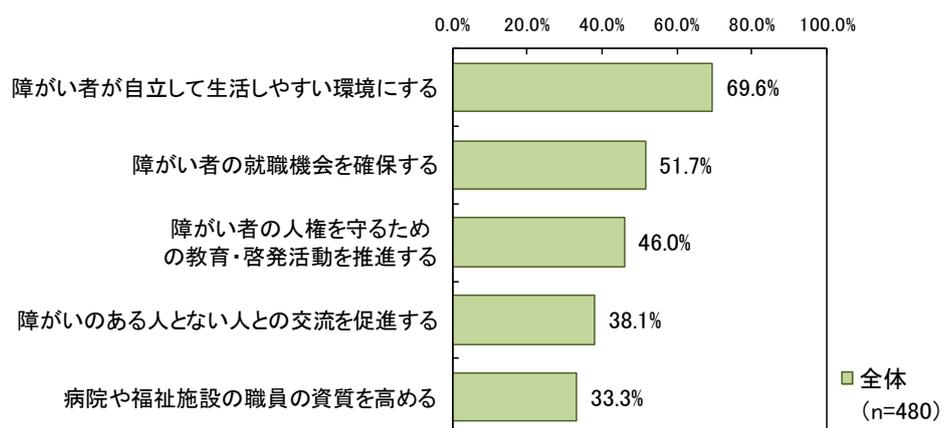
また、障がい者の人権を守るために必要だと思うことでは、「障がい者が自立して生活しやすい環境にする」の69.6%が最も高く、「障がい者の就職機会を確保する」（51.7%）、「障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」（46.0%）が続いています。

- ① 地域社会の一員である障がいのある人やその障がいについての正しい理解の促進
- ② 地域社会の中で、障がい者を支援し、ともに支え合う気運の醸成
- ③ 障害者差別解消法の住民への周知の徹底

〈 障がい者に関して起きていると思う人権問題（町民意識調査結果）一部抜粋 〉



〈 障がい者の人権を守るために必要だと思うこと（町民意識調査結果）上位5項目 〉



6. 外国人の人権

背景・経緯

九州は、アジアの国や地域との交流の接点として、古くから朝鮮半島や中国大陸との人、物、文化の交流が盛んでした。さらに、今日の著しい国際化の進展に伴い、仕事のため、あるいは、研修や勉強のため多数の外国人が本県で生活しています。企業進出により、今後も本県に在住する外国人は増加していくことが予想されます。

こうした中、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めたことから、平成28年（2016年）「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

現状・課題

私達一人ひとりの日々の生活や活動が国際社会と密接なつながりを持つ今日、すべての住民が偏見や差別の解消に向け、異なる民族・国・地域・文化等について正しく理解する等の交際理解を深めることが求められています。

民族や文化、価値観の異なる人々が同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学ぶことによって新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出す源泉ともなります。

外国人と日本人が住民としてともに生きる開かれた地域社会を実現するために、お互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文化に対する正しい認識を深め、自ら尊重するとともに、広く住民の間に多元的文化や多様性を認め、心を育むことが必要です。

差別や偏見のない地域社会を実現するため、すべての人の人権を尊重する意識の醸成を進めていきます。また、企業進出に伴う外国人労働者の増加が考えられるため、今後とも国際的な人権教育の推進を図るとともに外国人及び日本に帰化した人々に対する差別意識の解消に向けた啓発活動を進めていく必要があります。

町民意識調査の結果をみると、日本に居住している外国人に関して起きていると思う人権問題では、「就職・職場で不利な扱いを行うこと」の35.2%が最も高く、これに「風習や生活習慣の違いを受け入れないこと」（30.6%）、「職場、学校等でいやがらせやいじめを行うこと」（24.6%）が続いています。

国や県の調査との比較では、「就職・職場で不利な扱いを行うこと」、「職場、学校等でいやがらせやいじめを行うこと」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が高くなっています。

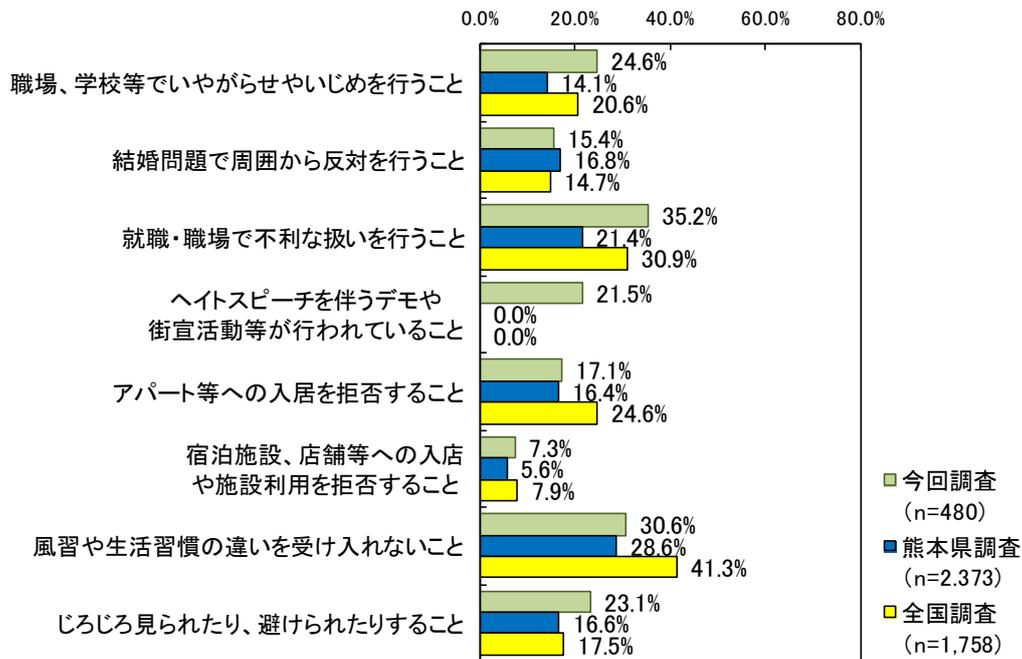
日本に居住する外国人の人権を守るために必要だと思うことでは、「外国人と日本人との交流を進める機会を増やす」の57.1%が最も高く、「外国の文化や生活習慣への理解を深める」（55.0%）、「外国人の雇用環境の改善に努める」（45.4%）が続いています。

県の調査との比較では、全体的に選択率が高くなっており、なかでも「外国人の雇用環境の改善に努める」、「外国人のための人権相談を充実する」の割合は県調査のそれを大きく上回っています。

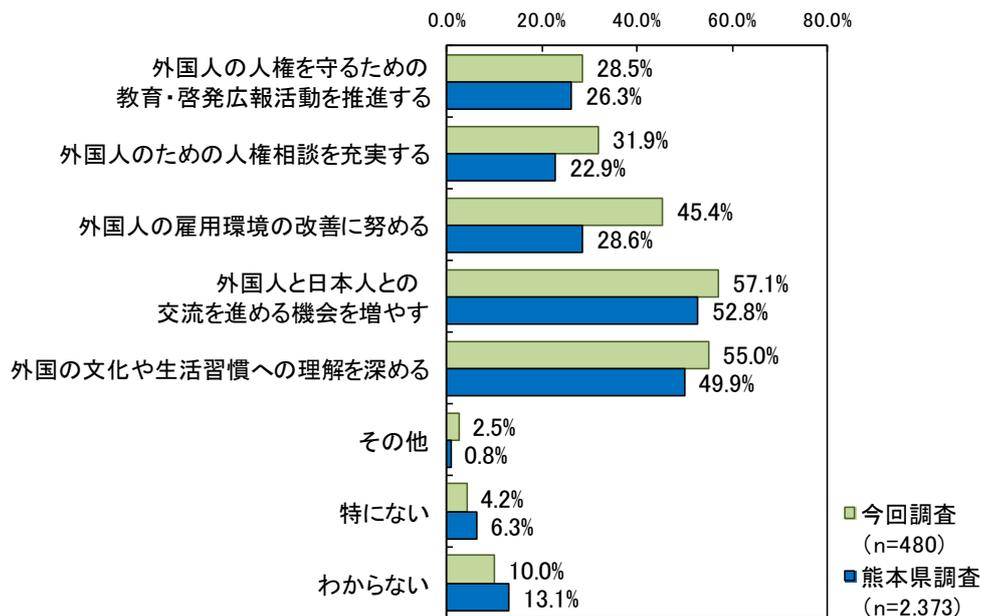
- ① 国際交流を通じ、多文化への正しい認識と多文化共生の地域づくりの推進
- ② ヘイトスピーチ解消法の住民への周知の徹底

〈 日本に居住している外国人に関して起きていると思う

人権問題（町民意識調査結果）一部抜粋 〉



〈 日本に居住する外国人の人権を守るために必要だと思うこと（町民意識調査結果） 〉



7. 感染症・ハンセン病等をめぐる人権

(1) HIV感染症

背景・経緯

HIV感染症とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している状態で、エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV感染症が進行し、身体の免疫力が徐々に低下することによって、特徴的な疾患が重複して引き起こされる状態です。

HIVウイルスに感染しても、多くの場合すぐには発病せず、症状が出ない期間を過ごします。この期間が人によっては、数年から十数年とも言われており、最近では、ウイルス増殖を抑える薬の開発により、発病をさらに遅らせることができるようになりました。

感染においては、注射による麻薬の使用者や血液凝固因子製剤を使用している血友病患者、輸血を受けたことのある一部の人等にも症状がみられます。

国際的な動向としては、昭和63年（1988年）WHO（世界保健機関）が、感染拡大と感染者・患者に対する差別や偏見を解消することを目的に、毎年12月1日を「世界エイズデー」と提唱しました。

国・社会が、エイズと闘う、エイズに立ち向かうという目的をもった法律「エイズ予防法」が平成元年（1989年）に施行されました。平成11年（1999年）には「伝染病予防法」、「性病予防法」、「エイズ予防法」の3つを統合し「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。その後人権意識の高まりから「人権尊重」や「最小限度の措置の原則」を明記する等の改正がなされています。

現状・課題

今後も、若い世代を中心にしたHIV感染防止のための正しい知識の普及・啓発の促進が重要であることや学校教育での児童生徒に対し、エイズに対する正しい知識と予防法の理解、また、不安や偏見をなくしていくことに努める必要があります。

(2) ハンセン病

背景・経緯

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食・入浴等の日常生活では感染しません。現在は治療法が確立しており完治できます。また、遺伝する病気ではないことも判明しています。

明治時代から隔離する必要のないハンセン病患者を隔離政策により長い間強制収容してきました。平成8年（1996年）の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結しました。

しかし、完治はしているものの依然として患者であるとの誤解が払拭されていない現状もあります。今後、生活権を侵害された人々の人権の回復及び今後の生活保障の確立が望まれます。また、地域において正しい理解のための教育、啓発、相互交流を図らなければなりません。

平成13年（2001年）、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出されました。このことが契機となり、国によるハンセン病患者等に対する損害賠償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

平成15年（2003年）に元患者に対する偏見からおきた、ハンセン病元患者宿泊拒否事件で、熊本地方検察庁はホテル側の過失を認め、罰金の略式命令を下しました。

さらに、令和元年（2019年）には、ハンセン病家族訴訟に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国は謝罪と初めて家族を対象とする新たな補償の措置を表明しました。また、同年11月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、対象となるハンセン病元患者の家族に補償金が支給されることとなりました。

現状・課題

ハンセン病問題対策においては、社会復帰支援策を始め、細やかな対応が重要となっています。また、ハンセン病元患者宿泊拒否事件等でハンセン病元患者は、被害者であったにもかかわらず、一般市民の中には彼らを中傷する者が少なからずおり、「ハンセン病に対する正しい認識について普及啓発」を充実させ偏見や差別意識の解消を図らなければなりません。

ただし、患者や元患者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流も行われています。今後、ハンセン病元患者の家族についても損失補償や名誉回復等の措置が進められることが期待されます。

(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

背景・経緯

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和2年（2020年）から世界的に感染が拡大し、社会や生活を劇的に変化させました。その中で、感染者やその家族、医療従事者、福祉施設関係者等に対する誹謗中傷等、差別や偏見の人権問題が生じています。

令和3年（2021年）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

また、令和4年（2022年）12月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布及び一部施行されました。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、病床、医療人材、感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施等が推進されます。

現状・課題

本町では、県が主に実施する情報・相談窓口の情報提供を行っています。

新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的取扱いの事例をホームページでわかりやすく掲載しています。

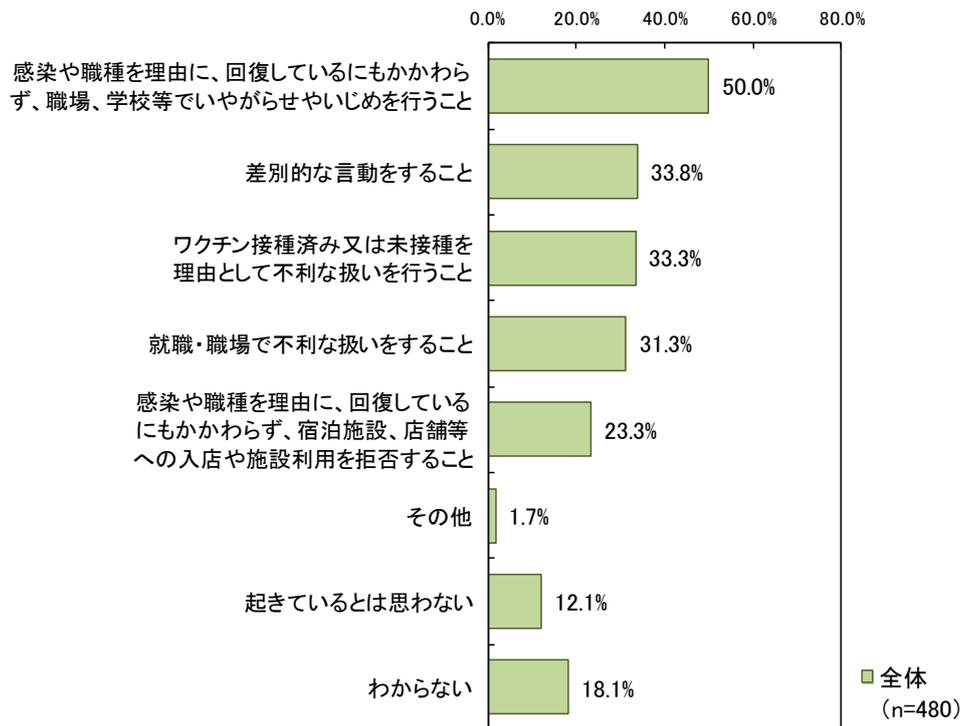
町民意識調査の結果をみると、新型コロナウイルス感染者やその家族等の人権問題について「感染や職種を理由に、回復しているにもかかわらず、職場、学校等でのいやがらせやいじめを行うこと」の50.0%が最も高く、「差別的な言動をすること」（33.8%）が続いています。

感染に係る偏見や誹謗・中傷はあってはならないことであり、今後は、感染者やその家族及び医療従事者等が安心して暮らすことができるよう、正しい知識等の普及等を進める必要があります。ただし、アンケートは令和3年度に実施されたものであり、新型コロナウイルス感染症に対する認識も、刻々と変化しているため、回答内容については慎重に判断することが必要です。

教育・啓発の視点（3項目共通）

- ① 感染症に関する正しい知識と理解の促進
- ② 感染者やその家族に向けた偏見・差別の解消

〈 新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等に
起きていると思う人権問題（町民意識調査結果） 〉



8. 水俣病をめぐる人権

背景・経緯

水俣病は、昭和31年（1956年）に水俣市で発生が公式に確認されました。原因は、化学工場等から工場廃水に含まれて排出されたメチル水銀化合物でした。その化合物を保有する魚介類を地域住民が知らずに摂取したことから、水俣病が広がりました。

国では、「公害健康被害補償法」が昭和49年（1974年）に施行され、認定を受けた健康被害者に対する補償のため、療費等のほか、疾病に罹ったことによって失った利益を補填する補償の給付をするとともに、指定疾病により失われた健康を回復させ、保持し、増進するといった認定患者の福祉増進に必要な公害保健福祉事業を図りました。

その後、平成16年（2004年）には、裁判において水俣病の被害拡大を防止できなかったことに関して、国と県の行政責任を認める判断が下されました。

県では、平成21年（2009年）7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が施行され、平成22年（2010年）から救済の受付を行いました。

水俣病の問題は、健康被害だけでなく、水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題も生じさせました。水俣病への正しい理解を促す教育や啓発の取組が進められていますが、今もなお偏見や差別が残っています。

県では、県内の全ての公立小学校及び義務教育学校5年生全員を対象に、水俣病への正しい理解を図り、偏見や差別を許さない心情や態度を育むとともに、環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施しています。さらに、県内小中高等学校や教職員、保護者を対象とし水俣病に関する情報や教訓の発信を行っています。また、水俣病発生地域に居住する住民の健康不安に対応するとともに、地域生活を支援しています。

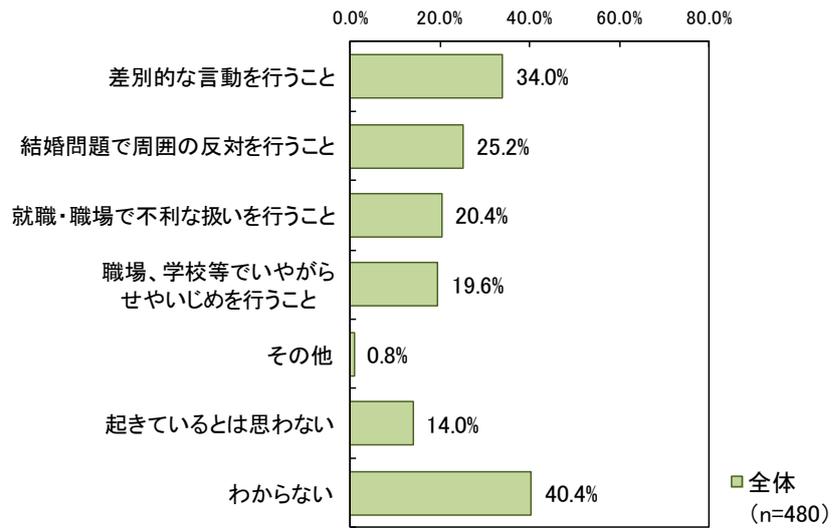
現状・課題

町民意識調査の結果をみると、水俣病をめぐる人権問題では、「差別的な言動を行うこと」の34.0%が最も高く、「結婚問題で周囲が反対を行うこと」（25.2%）、「就職・職場で不利な扱いを行うこと」（20.4%）が続いています。今後も偏見や差別を解消するための啓発・情報発信が必要になります。

教育・啓発の視点

- ① 水俣病に関する正しい知識と理解の促進
- ② 若年層からの環境教育と併せた教育の推進

〈 水俣病をめぐる人権について（町民意識調査結果） 〉



9. インターネットによる人権侵害

背景・経緯

インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として普及し、様々な人が利用しています。一方で、発信の匿名性により人権にかかわるトラブルや問題が発生しています。また、近年では、スマートフォン等の普及により子どもの利用も増えており、トラブルに巻き込まれることやいじめ問題等が発生しています。

国では、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行（平成25年（2013年）一部改正）され、インターネット等で権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲を定め、加えて、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求することができるようになりました。

また、平成15年（2003年）に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行（平成20年（2008年）一部改正）され出会い系サイトを利用した児童買春等の犯罪を防止し、犯罪から児童を守る取組も進められています。

平成21年（2009年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行（平成30年（2018年）一部改正）され、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための取組が進められています。

SNSやインターネット上での誹謗中傷等が深刻化していることから、令和3年（2021年）「プロバイダ責任制限法」が改正、令和4年（2022年）10月から施行されました。これにより、権利侵害に係る発信者情報の開示請求を行うことができる範囲の見直し、発信者情報開示命令に関する新たな裁判手続の創設が行われ、被害者救済が行われるようになりました。

現状・課題

近年、インターネットやSNSの急速な普及により、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載や個人情報の不正な取り扱い、情報等の流出等を引き起こしており、利用者の情報モラルと情報リテラシーを高めていくことが重要です。

町民意識調査の結果においても、インターネット上における人権侵害についてみると、「他人を誹謗中傷する情報を掲載すること」の86.3%が最も高く、「出会い系サイトやSNS等による交流が犯罪を誘発する場となっていること」（67.1%）が続いています。

また、インターネット上の人権侵害を解消するために必要なことをみると、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の74.0%が最も高く、「プロバイダーやインターネットのサイト管理者に対し、情報掲載の停止・削除を求める」（64.6%）が続いています。

ネット通販も非常に便利になり、各社が顧客獲得のためにさまざまなサービスを提供して

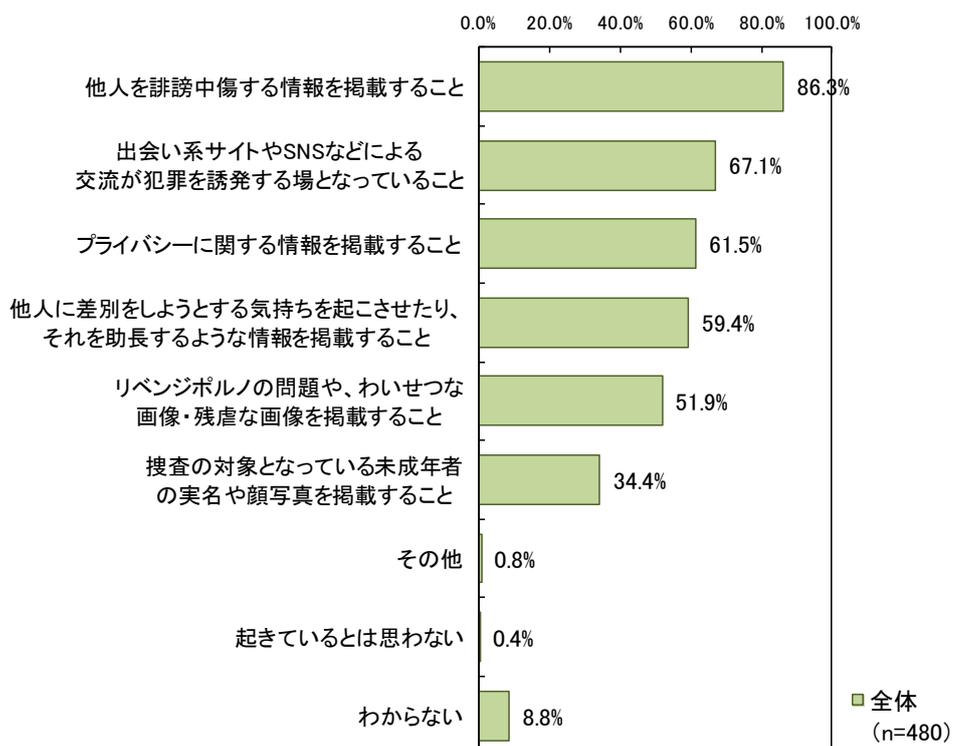
います。今や多くの世代にとって必要不可欠なものとなっているインターネットですが、そのデメリットも大きくクローズアップされるようになりました。

差別的な情報の掲載、誹謗中傷、トラブルに巻き込まれることを防ぐためにもインターネットやSNSの利用者が正しい知識を持って、情報を見極め、また、利用するための教育・啓発を行う必要があります。

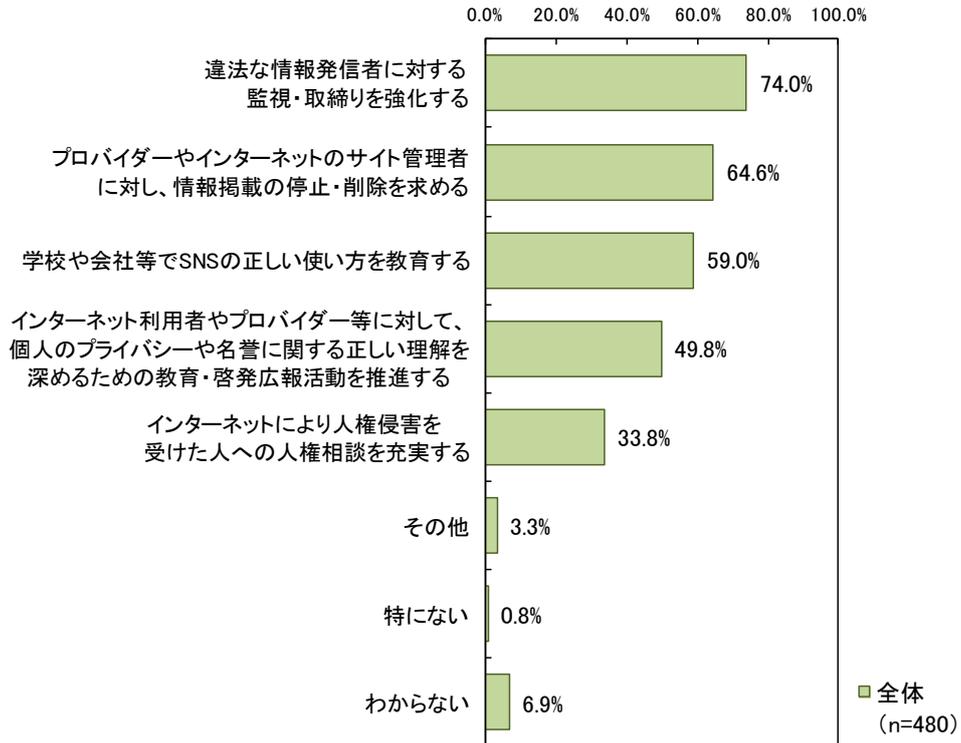
教育・啓発の視点

- ① 情報安全や情報モラルに対する関心を高め、情報リテラシーを身につける教育の推進
- ② インターネットにおける人権侵害防止に向けた啓発の推進

〈 インターネット上における人権侵害について（町民意識調査結果） 〉



〈 インターネット上における人権侵害を解消するために必要なこと（町民意識調査結果） 〉



10. 性的指向・性自認に関する人権

背景・経緯

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかといった概念を「性的指向」といいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

また、「性自認（性同一性）」とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念であり、「このころの性」と呼ばれることもあります。

国では、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障がい者であって一定の条件を満たせば戸籍上の性別を変更し、婚姻することもできるようになりました（平成20年（2008年）の改正法によって条件を緩和）。

近年では、性的指向及び性自認（性同一性）に関して、「性的少数者」（性的マイノリティ）を表す言葉の一つとしてアルファベットの頭文字をとったLGBTQ等があります。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別のため、日常生活の様々な場面で困難に直面している人たちがいます。

令和2年（2020年）の労働施策総合推進法の改正では、パワー・ハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向等に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として明記したり、性的マイノリティに関する企業の取組事例集等を作成・周知する等、職場における性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組を推進しています。また、学校等においても、児童生徒等に対するきめ細かな対応や、適切な教育相談が行われるよう、教育関係者への働きかけが行われています。

県では、平成30年（2018年）各種申請書等における性別記載欄についての見直しを実施し、令和元年（2019年）には「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック～」を作成し、研修会等で県職員への周知を図っています。

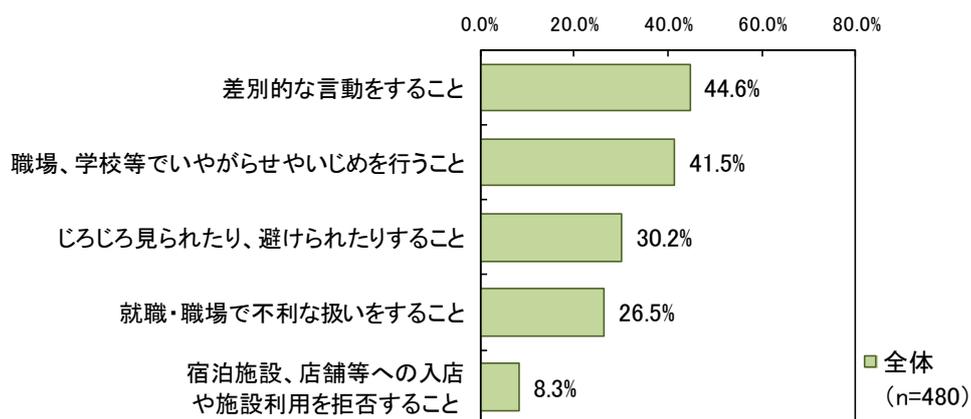
現状・課題

本町では、LGBTQ等の性的少数者（性的マイノリティ）の人たちの多様な性のあり方を認め、全ての人々が自分らしく活躍できる町を目指して、「パートナーシップ宣誓制度」を令和3年（2021年）10月1日から導入しました。「パートナーシップ宣誓制度」は町の要綱に基づくもので、二人の関係が法的に保障されるものではありませんが、本町では二人の関係を認め、その思いを尊重しています。

町民意識調査の結果においても、性的マイノリティ（LGBTQ）に関する人権問題をみると、「差別的な言動をすること」の44.6%が最も高く、「職場、学校等でいやがらせやいじめを行うこと」（41.5%）が続いています。

- ① 性の多様性に関する正しい知識と理解の促進
- ② 性的マイノリティに向けた偏見・差別の解消

く 性的マイノリティ（LGBTQ）に関する
人権問題について（町民意識調査結果）上位5項目 く



11. 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者等の人権

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害は、ある日、突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害やその家族は、身体を傷つけられ、生命を奪われる等の犯罪による直接的な被害だけでなく、稼ぎ手が失われることによる財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いうわさや中傷、偏見により、精神的被害を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害といい、犯罪被害者等の人々は、二次的被害を受けて更に苦しんでいる状況にあります。

国では、犯罪被害者とその家族又は遺族の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。更に施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が閣議決定(平成17年(2005年))され、現在は第3次基本計画(平成28年策定)に基づき各種施策が進められています。

県では、犯罪被害者等に対する支援活動を専門的に行う団体として「(社)熊本犯罪被害者支援センター」が平成15年(2003年)4月に設立しています。このセンターと連携を取りながら関係機関等とのネットワークの活性化が求められます。

また、「犯罪被害者等基本法」の趣旨を踏まえ、平成20年(2008年)に「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」が策定され、現在は第4次の取組指針に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護や犯罪被害者等に対する意識の醸成等に取り組んでいます。

教育・啓発の視点

- ① 犯罪被害者等の現状理解の促進
- ② 被害者等の視点で支える環境づくりのための啓発

(2) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

北朝鮮当局により、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が拉致されました。拉致問題は、我が国の主権に対する侵害であるとともに、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

国では、平成18年(2006年)に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

また国は、平成20年度から地方レベルでの拉致問題啓発への取組を促進すべく、地方公共団体、民間団体との共催により「拉致問題を考える国民の集い」を開催しています。平成22年には「拉致問題を考える国民大集会 in 熊本」が開催されました。

拉致問題に対する国際的関心も高まっており、平成30年(2018年)の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が14年連続で採択されました。令和2年(2020年)には、コロナ禍においても拉致問題解決に向けた国際社会の取組を停滞させないとの決意の下、各国政府、国内外の被害者家族・有識者の協力を得て制作した、国際発信ビデオメッセージ「拉致問題解決を求める国際社会の声」を公表しています。

平成26年(2014年)には北朝鮮において特別調査委員会が発足し、全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査が開始されましたが、発足後に北朝鮮からの調査報告はなく、平成28年(2016年)2月には調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方向的に宣言しました。現在もなお、北朝鮮に迅速な調査を求める状況が続いています。

拉致問題に含まれる人権尊重の意識を培うこと等の教育的な課題を拉致被害者家族の手記等を通して、人権教育の中で適切に取り上げる等、児童生徒にお互いの人権を大切にする意識が育つような取組を進める必要があります。

一方で、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせ等の二次的被害も生じています。

引き続き、この問題に対する正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

教育・啓発の視点

- ① 拉致問題に対する理解を深めるための教育
- ② 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発

(3) ハラスメント

長時間労働による過労死、就職活動や職場におけるセクハラやパワハラ等のハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別等、企業が関わる様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられ問題となっています。

ハラスメントとは「いじめ・嫌がらせ」を意味し、様々な場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動のことで、「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」等、ハラスメントの種類は多様です。職場におけるハラスメントを防止するために、企業は、雇用管理上必要な措置（方針の明確化と周知啓発、相談体制の整備、ハラスメントへの迅速かつ適切な対応等）を講じる義務があります。

国では令和2年（2020年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、「女性活躍推進法」、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されました。

「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワー・ハラスメント対策が法制化され、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされました。同年の厚生労働省告示「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、職場におけるパワー・ハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいうと定義されました。令和4年（2022年）4月からは、すべての企業においては、パワハラ防止方針の明確化や相談体制の整備、パワハラに関する労使紛争を速やかに解決する体制を整えることが義務となりました。

また、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正によりセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）の防止対策も強化され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されました。事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒等もセクシュアル・ハラスメントの行為者になり得るものであり、男性も女性も行為者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当するとされています。

ハラスメントは職場のみにとどまらず、その態様も様々です。ハラスメントは人権侵害であるという認識を浸透させるため、様々な啓発を行い、被害の防止を図る必要があります。

教育・啓発の視点

- ① ハラスメントに関する理解を深めるための啓発の推進
- ② ハラスメント防止に向けた相談窓口の周知

(4) アイヌの人々の人権

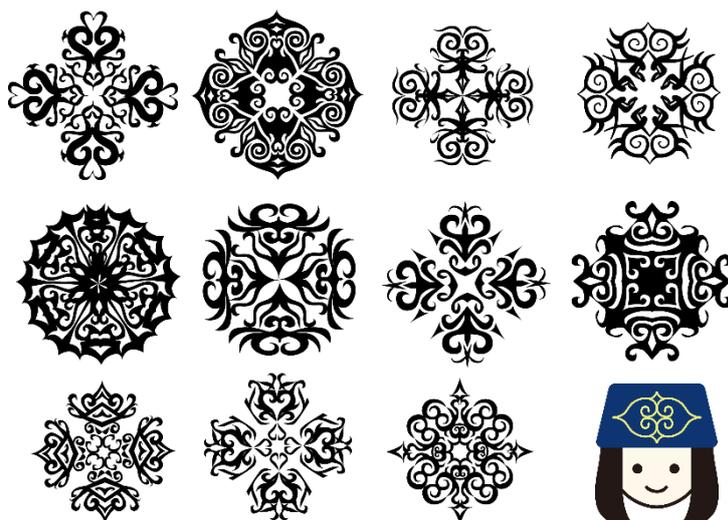
北海道を中心とした地域に古くから住んでいるアイヌの人々は、自然の豊かな恵みを受けて独自の生活と文化を築き上げてきました。しかし、明治以降の同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、アイヌ語の使用等伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

国では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、令和元年(2019年)に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ新法)を施行しています。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活し、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、国・地方公共団体が連携して差別解消に向けた啓発に取り組むことが重要です。

教育・啓発の視点

- ① アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発
- ② アイヌの人々に対する偏見・差別の解消



(5) ホームレスの人権

経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちは、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

また、高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来す等、厳しい生活を送っています。一方、道路や公園等の公共空間で生活することによって、住民の自由な通行や利用の妨げとなる等、地域住民とのあつれきも生じています。さらに、偏見や差別意識等からホームレスが襲われる事件や嫌がらせ等も発生しています。

国では、ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談等の自立につながる総合的な対策を実施することを国や地方公共団体の責務とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、平成14年（2002年）に施行（15年間の時限立法・10年延長）されました。その後平成28年に行われた「ホームレスの実態による全国調査」で明らかになった、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向を受け、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成30年（2018年）に策定されました。また、平成27年（2015年）に生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行されています。

ただし、ホームレスの一日も早い自立のためには、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスに対する偏見や差別をなくすことが大切です。

教育・啓発の視点

- ① ホームレスに対する偏見・差別の解消
- ② ホームレスへの支援に関する知識・理解を深めるための啓発

(6) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人々やその家族に対する偏見には根強いものがあります。過去に罪を犯したという事実だけでなく、犯罪の前歴があることに対する誤った思い込みや悪意のある噂の流布等によって生まれる偏見や差別は、就職や結婚等社会生活の様々な場面において、社会復帰や社会参加の大きな妨げになっています。罪を犯した人が罪を償い、社会の一員として円滑な生活を営もうとしていることに対し、誤った認識や偏見が更生を妨げる場合があります。また、刑を終えて出所した人やその家族が、偏見や差別意識により、就労や住居の確保が難しくなるといった問題や、犯罪加害者家族の人権にも配慮すべきとの意見もあります。

国では、平成21年度(2009年度)に高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰の支援を推進する「地域生活定着支援事業」が開始されました。

また、平成28年(2016年)には、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。平成29年(2017年)には、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、「再犯防止推進計画」を策定して、再犯の防止等に関する施策が総合的かつ計画的に推進しています。

刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を促進するとともに、犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要となっています。

教育・啓発の視点

- ① 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別の解消
- ② 刑を終えて出所した人の支援に対する理解の促進

(7) 災害と人権

災害と人権問題は、切り離せない関係にあります。平成23年（2011年）の東日本大震災における、福島第一原子力発電所の事故により、避難された人々に対して、風評に基づく嫌がらせが発生しました。また、平成28年（2016年）に発生した、熊本地震においては、避難所におけるプライバシー確保の他、障がい者、女性、高齢者、外国人等、要支援者への配慮が必要だと、改めて認識されました。

更に、熊本地震発生時の避難誘導においては、避難行動要支援者名簿が作成されていても、個人情報保護の観点から、自主防災組織等が事前に避難行動要支援者を把握することが困難であったり、個別計画が未作成、あるいは有効活用されず、在宅の高齢者や障がい者の円滑な支援が困難な地域もありました。平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者の特性に応じた個別計画の検討、見直しが求められます。

また、避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮、女性や子ども等緊急時に弱い立場になる者の安全確保等の環境の整備、被災者の心のケア、外国人の避難状況把握の体制等に課題があります。要配慮者を含めた全ての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うためには、人権に配慮した検討・見直しを進める必要があります。

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者は大きな被害を受けます。こうした時こそ、一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。

教育・啓発の視点

- ① 平時における避難支援や避難所運営に関する計画やマニュアルの作成の促進
- ② 災害時における人権への配慮に関する理解を深めるための啓発



1. 人権が尊重される社会形成

人権を尊重することは、私たち一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる社会を築くための基礎的条件であり、世界共通の課題でもあります。

これまで、様々な分野で差別や偏見の解消のための取組が行われてきましたが、依然として家庭、職場、地域社会等で人権に関わる問題が引き起こされています。さらに、近年では、高齢化、国際化、インターネット等を背景にした新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は豊かな生活を実現するための重要な課題となっています。

このため、人権に配慮した行政を推進するとともに、一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、差別や偏見の解消を図らなければなりません。

町民に対して行った意識調査では、2016年に施行された、人権関連3法についての認知度が低いという結果とともに、熊本にゆかりの深い「水俣病」や「ハンセン病」をめぐる人権問題への理解不足をうかがわせる回答が多くありました。人権問題に関して正しく知ることは、他ならぬ自分自身の人権を守るために重要なことです。

すべての人の人権が尊重される人権確立の社会の実現ため、町の人権教育・啓発の基本方策を明確にし、「人権教育・啓発基本計画」に基づいて取組を推進します。



2. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

住民一人ひとりが、人権尊重に対する理解を深めるための人権教育を計画的に取り組みます。

実施にあたっては、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ取組を推進します。

(1) 就学前教育

認定こども園・幼稚園・保育所等は、子どもの物事に対する興味や関心を養うとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで極めて重要な役割を担っています。就学前教育では、子どもたちが豊かな感情や思いやり、生命を大切に、人権を大切にすることを育むことが必要です。

特に乳幼児期は、自分を大切に、人を大切にしようとする人権感覚を身につける教育・保育を行います。

<主な取組内容>

人権尊重の気持ちの育成	人権尊重の気持ちを育て、自立と共生の態度を培います。
家庭・地域・小学校との連携	積極的に家庭・地域や小学校との連携を図り、豊かな思いやり等の人権を大切にすることを育むことに努めます。
職員の人権問題の理解の推進	あらゆる人権問題についての正しい理解と共通認識のもとに、健康で思いやりのある心を育む指導に努めます。
安心・安全な生活環境への取組	安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、地域ぐるみで人権侵害から子どもを守り、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されたり、貧困が連鎖したりすることがないように、関係機関等が連携して問題解決に取り組めます。

(2) 学校教育

児童生徒に対しては、一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その成長段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

また、子どもたちの豊かな人格を形成していく場である学校は、子どもたちが友だちや教師とともに学び合い、自分がかげがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感し、喜びを味わえるようであればなりません。

そのために…

- * 生命を大切に、人権を尊重する心
- * 美しいものや自然に感動する心
- * 正義感や公平さを重んじる心
- * 他人を思いやる心
- * 自立心、克己心
- * 他者と共生する心

このような感性や心を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において培うことが大切です。

＜主な取組内容＞

学校・家庭・地域との連携による人権教育の推進	学校間及び学校と家庭・地域との連携を図り、心身の育成や学力の充実とともに、「生きる力」を身につけながら一人ひとりを大切にできる人権教育を推進します。
教職員等の人材育成	すべての学校において、あらゆる人権問題の解決に向けての実践力を育成するため、校内研修の充実、各種研修会の参加や学校人権教育研究会（学人研）による、授業研究会や講演会等の開催を推進します。
学校間による情報交換	校長会等を通して学校間による情報交換を密にしながら、人権教育の充実・実践指導力の向上に努めます。
学習環境の整備	人権尊重の精神に立った学校運営等に努め、児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保します。
学校教育における情報化	学校教育の情報化に伴う安全利用の環境整備と、学校と家庭が両輪となり、情報安全・情報モラル教育の充実を図ります。
人権教育の充実	道徳的実践力や人権感覚の育成に向けた、道徳教育や人権教育の充実に努めます。

(3) 家庭教育

少子化・核家族化をはじめとした、様々な社会の変化に伴って、家庭や地域の子どもをめぐる環境も大きく変化してきています。その中で、子どもの心理に大きな影響を与える様々な問題も発生しています。

家庭教育は、命を大切に作る心や規範意識等、人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。人権問題では、特に他者に対する偏見を持たずに接する姿を、親が子どもに示すことが必要です。

親と子がともに人権感覚を養うことができる学習機会の確保や、学校と家庭の連携等の充実に努めます。

＜主な取組内容＞

家庭での教育支援	親と子がともに人権感覚を養うことのできる学習機会を確保し、情報の提供、相談体制の整備等による家庭教育の支援に努めます。
保護者等への情報提供・啓発	学校と家庭の連携が重要であり、PTA活動等を通して保護者等に対する情報提供や啓発を進めます。
子どもと家庭の支援体制の向上	子どもと家庭の支援体制の向上及び不登校やいじめ等の多様な相談に対応できる体制整備に向け、教育支援センターや臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の活用に努めます。

(4) 地域への啓発

人権尊重のまちづくりを目指すため、地域が主体となり人権教育を推進する必要性があります。そのため、地域が住民・家庭・行政等と一体となり、連携しながら総合的・継続的に取り組むことが重要です。

また、住民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について、正しい認識を持ち行動することが望まれます。

「一人ひとりの個性と能力を発揮できるまちづくり」を目指し、住民自らが学び合える学習形態ができるよう、研修内容・方法を工夫し、お互いが人権を尊重しあえるまちづくりを推進します。

＜主な取組内容＞

広報誌を使った情報周知	毎月発行の広報誌で様々な人権に関する話題や本町で行う研修等の情報周知に努めます。
大会・研修会への参加促進	住民の人権学習ニーズを把握して、各種大会、研修会への参加につなげます。 講演会等においてインターネットを活用した新たな参加環境づくりを行います。
人権のまちづくり懇談会の実施	学校・家庭・地域をつなぐ「人権のまちづくり懇談会」を継続し、人権のまちづくりが地域活動への広がりを作り出せるよう推進します。
人権啓発福祉センターの活用	子どもの健全育成、福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権啓発福祉センター（隣保館）の運営を行います。

(5) 企業への啓発

企業は、企業活動、営業活動等を通じ、地域や多くの住民との深い関わりがあり、社会性、公共性を有しています。特に近年は、地球環境の保全、男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応等の果たすべき役割をはじめ、社員の人権意識の高揚を図ることが重要とされています。

また、就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考システムの確立が強く求められています。企業や団体におけるハラスメント防止等人権に配慮した職場環境づくり等についての研修を行うとともに、企業等における人権研修、啓発の取組を支援する必要があります。

<主な取組内容>

企業への情報提供

「男女雇用機会均等法」、「高齢者雇用促進法」、「障害者雇用促進法」等に基づき、採用、賃金、配置、昇進等に関わる適正な措置が行われるように、職場における配慮事項等について情報提供を行います。

企業連絡協議会等と連携した人権研修会の開催

従業員、企業関係者等の人権意識の高揚のため、企業連絡協議会、商工会等を通して企業の社会的責任を促し、事業主や人事担当者の人権学習の充実を図ります。



3. 地域リーダー等の人権教育・啓発の推進

社会のあらゆる人々を対象に、様々な機会を通じての人権教育・啓発の実践を行っていきます。

自分の業務や活動がいかに住民の人権に深い関わりを持っているか、日常生活の中にも人の心を傷つけたり、あるいは偏見や差別が潜んでいないかということを常に意識できるように、人権教育・啓発を実践します。公務員、教職員、福祉医療関係者等、特に人権への配慮が必要とされる職業に従事する人に対しては、県や関係機関と協力しながら重点的に啓発や啓発者としての育成を推進します。

(1) 町職員等

豊かな人権感覚を持った行政職員が存在してこそ、人権に配慮した行政の推進が可能となります。

職員一人ひとりが公務員としての自覚と使命感を持ち、合理的配慮等、常に人権を尊重しながら職務の遂行に努めなければなりません。

このため、研修プログラムや研修教材の充実を図ること等により、自主的な研修の促進を図り、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。

<主な取組内容>

職員研修の実施	町職員の研修では、新規採用者から管理職まで職務に応じて、部落差別をはじめとする人権問題についての研修を段階的に実施していきます。
課内学習・研修等の活性化	地域のリーダー（指導者）としての資質を備えるため、課内学習が積極的に行われるよう、各課等での研修の活性化を図ります。また、各課だけではなく、人権推進課主導による階層別研修等、これまでに実施していなかった形での研修を開催し、職員全体の人権意識の向上を図ります。
職員研修方法の工夫	参加体験型学習を取り入れる等、研修方法を工夫しながら職員に対する人権問題研修を実施します。

(2) 教職員等

学校における人権教育は、その指導に携わる教職員の認識や態度が大きな影響力を及ぼします。そのため教職員等は、人権問題についての正しい認識をもち、児童生徒に対して、より具体的な指導を展開する能力を高める必要があります。

人権教育の指導に携わる教職員等が、児童生徒の実態や発達段階に応じて人権教育・啓発を進められるよう、経験年数や担当職務に応じた計画的な研修を推進します。

<主な取組内容>

効果的な研修支援

組織的・継続的な研修と自発的な研修を組み合わせることで効果的な研修を進めます。

新規採用教職員への研修の実施

校長会、教頭会による人権・同和問題研修会や町外からの転入教職員の研修会、小学校・中学校・県立高校の新規採用教職員研修の実施を推進します。

(3) 福祉医療関係者や区長及び民生委員・児童委員

福祉医療関係者や区長及び民生委員・児童委員は、町民の生活相談、介護、医療やその相談支援等に直接携わっています。そのため、個人の人格尊重と秘密保持及び公平な処遇の確保等にきめ細かな配慮が必要です。

また、人権意識の高揚を図るため各種大会、研修会に参加しやすいよう人権教育・啓発を推進します。

<主な取組内容>

高齢者、子ども、障がい者への配慮

高齢者、子ども、障がい者に寄り添い、それぞれの人権に配慮した行動ができるように、啓発を推進します。

研修会開催による人権意識の高揚

人権意識の高揚を図るため各種大会、研修会への参加や学習会の計画等、人権・同和教育の積極的な取組ができるよう推進します。



4. 人権教育・啓発の効果的推進

人権を尊重することは、私たち一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる社会を築くための基礎的条件であり、世界共通の課題です。

人権教育・啓発は、単に知識の伝授にとどまらず、教育や研修の成果が人々の実際の行動として表れるよう努めることが重要です。

住民一人ひとりが自らの課題として捉えることができるように、身近な生活の中の課題等を通してプログラム（学習計画）を作成し、参加者の発言しやすい雰囲気の中での学習を心がけながら、人権教育・啓発を効果的に推進します。

(1) 人材の育成

あらゆる機会とあらゆる年齢層において人権教育・啓発を推進するため、地域社会に密着した住民の身近なところでの人権問題に関する指導者（行政職員・教職員・各種団体の役員等）の役割が重要となります。

今後とも、地域における人権問題に関する指導者育成の強化に努めます。

<主な取組内容>

人権尊重の理念についての理解の促進

様々な人権分野について、「具体的に何が問題となっているのか」といった現状・課題が正しく理解、認識されるような啓発を進めます。

生命や尊厳、個性の尊重

一人ひとりが生命の尊さや大切さを知り、自分と同様に、他人も独立した人格と尊厳を持ったかけがえのない存在であることを実感できるような啓発を行います。

(2) 学習資料の作成

学習資料は、対象者の知識、習熟度や興味に合わせ基礎的なものから専門的なものまで体系的な整備を進めることが望まれます。

様々な研修や参加体験型学習等人権学習を進めるための手引きや啓発冊子、リーフレット等の内容の充実を図りながら作成します。

また、家庭・学校・地域社会・職場等において主体的に参加することが大切です。学校教育・社会教育・企業等の交流、意見の交換等、様々な体験を通して学びあうことが出来る参加型の学習ができるよう学習資料の作成に努めます。

(3) 啓発内容の充実と啓発手法の拡充

① 啓発内容の充実

- 人権三法（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法）等を中心に国際的な人権啓発の充実を図ります。
- 人権感覚を磨くことが自分のためであることを認識できるような、日常生活や地域に根ざした啓発を行います。
- 差別の現実から学び、差別の痛みや悲しみ、憤り等を共感できる啓発を行います。
- 学習する人が差別をなくす展望を持ち、差別をなくす行動への意欲を引き出す啓発を進めます。
- 「人権とは何か」や「あらゆる人権問題」等国内外を問わず話題になっている時事問題を人権学習の教材として取り込みます。
- 差別者がいるから被差別者が作られるのであって、逆はありえません。差別はする側の課題であることを認識できるような啓発を図ります。

② 啓発手法の拡充

- 人権にかかわる内容に関して、啓発冊子・リーフレットの内容充実を図るとともに、啓発ビデオ等視聴覚教材の整備充実を図り、学習体系を工夫します。
- 住民自らが主体的に参加する人権問題を考える学習機会の充実を図ります。
- 研修会・講演会等の学習形態以外に参加・体験・共同作業・コミュニケーション（交流）等の要素を取り入れた学習形態の工夫・改善を図ります。
- 人権教育に関する講座やイベント（行事）の情報等について積極的に情報提供を行います。
- オンラインによる講演会・研修会の実施等、町民が「いつでも、どこでも、望む方法で」人権について学べる啓発の手法についての研究を進め、課題の整理や新たな手法の普及に取り組みます。
- 高齢者や障がい者の施設における交流やボランティア活動等、自発的・主体的に活動できる機会の提供に努め、共に支え合い助け合いながら生活できるようなまちづくりを進めます。

(4) 情報提供の充実・強化

住民の日常生活においては人権尊重の気運が高まってきているものの、未だに差別事象が発生する等、なお厳しい差別の現状もあります。こうした状況の中、人権問題の解決に向けた住民の自主学習と実践行動につながる情報の集積・提供は欠かせない要素を占めています。

集積した人権に関する情報を、住民の要望・疑問により提供できるよう整理し、住民に周知していきます。

<主な取組内容>

学習情報の集積と提供	住民の自主学習と実践行動につながるような基本となる情報の集積・提供、住民の疑問に答える情報の集積と提供、または、住民が学習したい情報の集積と提供の充実を推進します。
国内外の情報の集積と提供	世界的な人権尊重の動向や日本政府をはじめとする公共団体の人権行政施策または、国際協力に関わるNGO（民間公益団体、非政府機関）あるいは、PVO（民間自発団体）組織等の人権確立のための動向の情報を集積し提供します。

(5) 相談体制の充実

人権啓発福祉センター（隣保館）では、様々な人権相談を受けて、相談者の方と一緒に解決方法を考えるとともに、相談の内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図ります。



第4章 計画の推進体制

人権教育を広く市民の間に浸透させ、より効果的な人権啓発を行うため、この基本計画の趣旨等について、様々な機会において周知を図っていく必要があります。

この基本計画を総合的かつ効果的に推進し、市民の人権意識の高揚を更に図っていくため「大津町人権対策推進協議会」を中心に、関係各課と緊密な連携のもとに、全庁的な取組を推進します。

また、「第6次大津町振興総合計画」及び関係する町の個別計画との連携を図り、効果的に施策を展開します。

1. 推進体制

「人権教育・啓発基本計画」の推進にあたっては、様々な分野での取組が重要です。

町担当課のみならず、国及び県をはじめ、学校・企業・各種団体等様々な団体と連携を図り、人権教育を推進します。

2. 連携体制の強化

人権問題は複数の要因が絡み合い、さらに新たな問題に繋がる等、複雑化、多様化しています。このような人権問題に対応するため、個別の人権問題に限らず、総合的な対応が求められます。そのため関係機関と情報の共有を図り、様々な視点から課題を整理し、市民の人権意識の高揚に努めます。

3. 国際化社会に向けて

現在の経済、文化、学術等様々な分野において、国境を越えた人々の交流が拡大し、国際社会の動きが直接個人や地域に影響を及ぼす時代を迎えています。

住民一人ひとりが豊かな人権感覚で他文化への理解と共生の意識を持ち、お互いが認め合える社会をつくることが重要です。

4. 人権教育・啓発の機能の充実

(1) 講師の充実

人権問題研修の充実のため、これまで様々な講師による講演会等を行ってきました。今後更に時代の流れや現状の課題に即した講師の人材発掘と育成に努めます。

(2) 人権啓発福祉センターの充実

人権啓発福祉センターは、人権・同和問題のすみやかな解決を目指す「隣保館」と児童生徒が心身ともに健康で育つように活動を行う「児童館」を合わせた施設です。

福祉の向上、人権啓発の拠点となるよう事業の取組を推進します。

- 人権啓発福祉センター（隣保館）は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権同和問題の解決のための各種事業を総合的に推進します。

<隣保館活動の充実>

- ① 地域福祉の推進
- ② 人権啓発活動の推進
- ③ 相談体制の充実
- ④ 情報発信機能の充実
- ⑤ 各種機関及び地域ボランティア等との連携強化

●人権啓発福祉センター（児童館）は、児童福祉の向上及び人権尊重社会づくりの総合的推進のため、児童生徒の健全育成や子育て支援機能の充実を図ります。

子どもに安全な遊び場を提供し、発達の助長を図り、友だちや親子が集うふれあいの場としての環境を充実し、地域社会の協力を得ながら、福祉と人権が尊重されるような子育て支援を目指します。

<児童館活動の充実>

- ① 児童生徒の健全育成の推進
- ② 子育て支援事業の推進
- ③ 地域及び関係機関等との連携強化

(3) 人権教育・啓発の充実

本町は、住民一人ひとりの人権を大切にす町、そして「この町に生まれて良かった。暮らしていて良かった。ずっと住み続けたい。」と思われる、ふるさとを誇れるまちづくりを目指しています。

人権問題について、正しく理解・認識されるような啓発を進めるとともに、人権意識の高揚を図りながら、日常生活の中で、自らの態度や行動に表れるような啓発の充実が必要です。

- ・わかりやすいテーマや表現を用いたり、家庭や学校、職場等で体験した人権に関わる問題を具体的に取り上げながら、幼児から高齢者に至るまで、対象者に応じた啓発の充実に努めます。
- ・地域住民と高齢者・障がい者施設等との交流事業や、それらの施設等でのボランティア活動、体験事業等地域交流を通じた啓発を進めます。
- ・住民自らが主体的に参加しながら、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような参加型・体験型の啓発を進めます。

1. 用語解説

あ行

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重と、障がい者の能力開発及び社会参加の促進のために、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ教育のあり方。障害者権利条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障がい者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、障がいに応じた「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

エイズ

後天性免疫不全症候群と訳され、1983(昭和58)年に発見されたヒト免疫不全ウイルス(HIV)が病原体の疾病。このウイルスは免疫の働きをもつリンパ球に侵入して破壊する。

HIV感染症

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染している状態で、エイズ(後天性免疫不全症候群)を発症していない状態の人のこと。

SNS

Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。ソーシャル・ネットワーク・サービス。

SDGs

2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された国際的な目標。このアジェンダでは世界中の「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある世界を実現するために、SDGsとして17の目標(ゴール)を設定し、目標達成に向けて2030年までに各国が協調して行動することを求めている。

LGBTQ

性的少数の人たちの総称で、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)、および、クィア(Queer)またはクエスチョニング(Questioning)の頭文字からなる。

か行

共生社会

性別や年齢、障がい等、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支えあい、互いに認めあう社会のこと。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合のこと。

コミュニティ

地域社会や、居住地域を同じくし利害をともにする共同社会のことで、複数の人が集まって形成される。

合理的配慮

障害者権利条約においては、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と規定されており、合理的配慮を否定することは差別に含まれるとされている。

さ行

ジェンダー

社会的・文化的な役割としての「男女の性」を意味する。人間社会における心理的・文化的な性別、社会的な役割としての男女のあり方、「男らしさ」「女はこうあるべき」といった通念を意味する言葉。しばしば、身体的特徴としての性別と対比される。

児童虐待

親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないしは拒否）等の行為。

情報モラル

人が情報を扱う上で求められる道徳のことで、特に情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し、責任ある行動ができるようになるために身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。

情報リテラシー

情報化社会でコンピューター等情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う者として、教育委員会や学校等に配置される職員。

ストーカー

しつこくつきまとう行為等をいうが、2000（平成12）年5月に成立した「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では、「つきまとい等」と「ストーカー行為」の2つを規制の対象としている。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で、その特定の人またはその家族等に対して行う8つの行為をいい、「ストーカー行為」とは、同一の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことをいう。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

性的マイノリティ

性的少数者の総称。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障がい者等が含まれる。

成年後見制度

認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度のこと。

セクシュアル・ハラスメント

セクハラと略称され、職場や学校等で起きる性的な嫌がらせのこと。

た行

出会い系サイト

交際希望情報を発信、仲介するインターネット上でのサービスのこと。子どもが犯罪被害にあいやすく、自殺や家出をおこすサイトや殺人、暴力等の残虐な映像を見ることができるサイトもあり、判断力の乏しい世代をこれらの有害サイトから守ることが急務となっている。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者間、又は恋人等親密な関係にある者から受ける暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇等による精神的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為の強要等の性的暴力を含む。

な行

ニート

15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人のこと。

は行

パートナー

一般的には配偶者をさすが、DV（ドメスティック・バイオレンス）の場合、法的な婚姻関係だけではなく、恋人同士や内縁関係等にある人も指す。

パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いをパートナーとして相互に協力し合う関係であることを自治体に対して宣誓するもの。同性同士の婚姻は法的に認められておらず、二人の関係が法的に保障されるものではないが、自治体は宣誓した二人の関係を認め、宣誓書受領証を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度。

ハラスメント

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場等様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動のこと。

バリアフリー

高齢者や障がい者の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くだけでなく、障がい者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

ハンセン病

らい菌の感染により生じる病気。感染力が弱く、治療が有効にもかかわらず、らい予防法によりハンセン病患者の人権の制限が行われていたが、らい予防法は1996（平成8）年4月1日に

廃止された。

フィルタリング

インターネットで一般的なフィルタリングとは、「閲覧できないようにする」「不要な情報を遮断する」等、何らかの意図をもって、一定条件に基づいて情報を分類・制限すること。特に、未成年にふさわしくない有害な内容を含むウェブサイトにはアクセスできないようにすることを指す。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障がいを理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯等を制限する、条件を付する等することを指す。例えば、障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求める等の条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりすることは不当な差別的取扱いに当たる。

プロバイダ

インターネットへの接続を提供する事業者のこと。プロバイダやISP等と略して呼ばれることが多く、日本では電気通信事業者の一つとして位置付けられている。

ハイトスピーチ

憎悪表現。人種、民族、国籍、性、宗教等に基づく社会的少数者について、その権利の否定や差別・排除を主張又は正当化するような表現行為。

ホームレス

特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷、地下街、駅舎等で野宿生活を送っている人たちのこと。

ま行

マタニティ・ハラスメント

男女雇用機会均等法および育児・介護休業法で禁止されている妊娠・出産・産休・育休等を理由とする、解雇・雇い止め・降格等の不利益な取扱い。または、妊娠・出産する女性や、産休・育休を取得する人に対し、それを理由として、または必要な配慮を行わずに精神的・身体的苦痛を与える行為や、職場環境を悪化させて妊娠・出産をしにくくさせる行為。

や行

ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだい等の介護や世話をしている18歳未満の子どもを指す。介護のために学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりするケースもあるといい、実態の把握が急がれている。

ら行

リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手が公開するつもりのない私的な性的画像を無断でネットの掲示板等に公開する行為のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、若年期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

2. 人権に係る法律や条例等

① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(第七条—第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)

第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の

- 障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を

解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日

において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

② 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章総則（第一条—第四条）

第二章基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産

に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

③ 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会 (H28. 11. 16)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院 法務委員会 (H28. 12. 8)】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

④ 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2年6月29日条例第33号)

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例（平成7年熊本県条例第18号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第4条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第5条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第7条 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行

為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

（指導及び助言）

第8条 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

（規制）

第9条 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

（申出）

第10条 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

（勧告等）

第11条 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

（解釈及び運用）

第12条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑤ 大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

大津町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

平成7年3月27日

条例第5号

改正 令和2年3月18日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の趣旨を踏まえ、深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的、かつ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の責務)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する部落差別等撤廃・人権擁護に関する施策に協力するとともに、部落差別等及び人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策の推進)

第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別等撤廃のために必要な施策を推進するものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、国、県及び関係団体と連携を図り、実態調査、意識調査等を行うものとする。

(相談体制の整備)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 町は、町民の人権擁護の意識を高めるため、各種関係団体と連携し、人権教育の推進と啓発活動の充実を図り、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、部落差別等撤廃・人権擁護に関する施策を推進するため、国、県及び各種関係団体

と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、部落差別等撤廃・人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、大津町部落差別等撤廃・人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

⑥ 大津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

大津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な性のあり方を認め、誰もがともにいきいきと個性と能力を發揮できる社会の実現に向け、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意味は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。
- (2) 「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二者の間の関係をいう。
- (3) 「宣誓」とは、パートナーシップを形成している者同士が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が本町内に住所を有し、又は本町内へ宣誓の日から原則として14日以内に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方に宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が直系血族若しくは三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って町職員の面前において次に掲げる書類に自ら記入し、町長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと町長が認めるときは、町職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 3 町長は、宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付するよう求めるも

のとする。

(1) 住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)。ただし、本町に住所を有しない場合にあつては、本町に転入する予定が記載された転出証明書(転出証明書が提示できないときは、現住所の住民票の写し(双方とも本町に住所を有しない場合は、少なくともその一方について本町に転入する予定があることが確認できる書類))

(2) 独身証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

4 前項の規定にかかわらず、町長が特に認める場合は、同項の書類に類する書類(有効期間内であるものに限る。)によって代えることができるものとする。

5 町長は、第1項の規定により宣誓書を提出したものが本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、宣誓しようとする者本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(受領証等の交付)

第5条 町長は、前条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)又はパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)のいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第6条 前条の規定により受領証又は受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号)により申請することができる。第4条第5項の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

2 前項に規定する申請があつたときは、町長は受領証又は受領カードを再交付することができる。

(受領証等の返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長が指定する場所に宣誓者の一方又は双方がパートナーシップ解消等届(様式第6号)に受領証又は受領カードを添付し、町

長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証又は受領カードの返還が困難である場合は、添付を要しない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方が本町内に住所を有しなくなったとき（第9条に定める場合を除く。）。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合における本人確認について準用する。

（パートナーシップの宣誓の無効）

第8条 パートナーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条各号のいずれかの規定に違反しているとき。
- (3) 双方が婚姻関係を結んだとき。

2 前項第2号に該当する場合は、その該当する第3条各号の規定に反する事由が発生した時点以降に限って無効とする。

3 町長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

（自治体間での相互利用）

第9条 宣誓者が、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓制度受領証継続使用申請書（様式第7号）」を提出したときは、継続して本町が交付した受領証又は受領カードを使用することができる。

2 本町と協定を締結している自治体から本町へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本町において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が、第7条第1項第1号及び第2号に該当した場合又は本町と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合は、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続している受領証の再交付については、第6条各項の規定を準用する。

（情報の管理）

第10条 宣誓者から提出された個人情報については、大津町個人情報保護条例(平成15年条例第28号)に基づき適切に取り扱う。

2 個人情報の提供について、宣誓時にあらかじめ宣誓者の同意を得た場合に限り、他部署へ情報提供することができる。

3 個人情報の提供について、前条に規定する者について、宣誓者の同意を得た場合に限り、

他部署へ情報提供することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

【 人権に関する相談先・連絡先 】

人権全般に関すること	人権推進課	096(293)0863
	人権啓発福祉センター(隣保館)	096(293)7920
	みんなの人権110番(法務局)	0570(003)110
障がい者の人権に関すること	福祉課 障がい福祉係	096(293)3510
虐待など子どもの人権に関すること	子育て支援課 子育て支援係	096(293)5981
	子どもの人権110番(法務局)	0120(007)110
DVなど女性の人権に関すること	人権推進課 男女共同参画推進係	096(293)0863
	女性の人権ホットライン	0570(070)810

大津町人権教育・啓発基本計画

(改訂版)

令和5年3月

発行・編集

大津町

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233
電話 | 096(293)3111 FAX | 096(293)4836
